

平成 18 年 度

包括外部監査報告書

平成19年1月

川崎市

本書は、包括外部監査人から提出された「平成 18 年度包括外部監査報告書」を川崎市において印刷したものである。

平成 18 年度

包括外部監査報告書

川崎市包括外部監査人

報告書中の表の合計数値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

包括外部監査結果報告の概要

1 監査の対象としたテーマ

- (1) 経済局の事務の執行について
対象局：経済局
- (2) 競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理について
対象局：経済局
- (3) 出資法人の経営管理について
対象団体：財団法人川崎市産業振興財団
川崎地下街株式会社
川崎冷蔵株式会社
- (4) 生活保護事業の事務の執行について
対象局：健康福祉局

2 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	秋坂朝則	公認会計士	後藤由紀子
公認会計士	秋山正仁	公認会計士	石田清絵
公認会計士	岡本進		
弁護士	小林力	弁護士	湯川将
税理士	沈賢伊		
法政大学教授	菊谷正人		
米国税理士	成田元男		

3 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成18年7月4日から平成18年10月18日までの期間である。

4 テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ		指 摘	意 見	合 計
1	経済局の事務の執行について	5	16	21
2	競輪事業および中央卸売市場事業の 経営管理について	2	14	16
3	出資法人の経営管理について	10	7	17
4	生活保護事業の事務の執行について	3	6	9
合 計		20	43	63

目 次

I 経済局の事務の執行について	5
第1 監査の概要	7
1 監査の種類	7
2 監査の対象と選定した理由	7
3 監査の視点	9
4 監査の方法	10
5 監査従事者	11
6 監査期間	11
7 外部監査人の独立性（利害関係）	11
第2 監査対象団体の事業概要	12
1 川崎市の「産業行政」（経済局関係）の概要について	12
2 川崎市の「産業行政」（経済局関係）の財政規模（歳入・歳出）について	16
第3 監査の結果	19
<総括的事項に関する指摘と意見>	19
1 公正な競争入札による緑化センターおよびフルーツパークの業者選定について	19
2 ライフサイエンス等推進事業の効果ある施策について	23
3 川崎光のメモリアル事業の有効性と事後評価の実施について	27
4 「川崎ものづくりブランド」事業の積極的なPR活動について	29
5 「川崎ものづくりブランド推進協議会設置要領」における規定の不明瞭性・不備の改善について	31
6 「川崎ものづくりブランド」の認定基準について	33
7 川崎市信用保証協会に対する出資比率算定方式の見直しの必要性について	35
8 浅野町と大川町の会館運営事業の適切なあり方について	39
9 KBIC インキュベーション事業の成果還元について	42
<補助事業に関する指摘と意見>	44
10 都市型農業の現状を踏まえた重点的施策の実施について	44
11 補助金等の評価制度の充実化について	48
12 補助金の審査手続の統一性と充実化について	51
13 少額補助金の整理統合（廃止を含む）およびコスト意識を持った交付のあり方について	53
14 公衆浴場経営安定等補助金の効果を見据えた支給について	56
15 川崎市商店街共同施設補助金と駐車場施設・駐輪場施設等の補助金の有効な活用について	59
16 川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金制度における補助金交付の適切な措	

置について	61
17 川崎市生活コア商業活性化事業補助に関する事後評価の実施について.....	63
18 川崎市観光協会連合会補助金の適正な交付について.....	65
19 川崎商工会議所の機関誌発行事業補助金の算定方法の見直しについて.....	66
20 川崎市マイコンシティ栗木地区立地促進助成金の時限的交付について.....	68
II 競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理について.....	71
第1 監査の概要	73
1 監査の種類	73
2 監査の対象と選定した理由.....	73
3 監査の視点	75
4 監査の方法	76
5 監査従事者	77
6 監査期間.....	77
7 外部監査人の独立性（利害関係）	77
第2 監査対象団体の事業概要.....	78
1 競輪事業特別会計の概要について	78
2 中央卸売市場事業特別会計の概要について	81
第3 監査の結果.....	86
＜競輪事業特別会計＞	86
1 競輪事業の経営（成績）状況のすう勢と健全な運営について.....	86
2 競輪施設等整備事業基金等の有効な資金運用について	90
3 競輪事業特別会計のより有用な計算書類の作成について	93
4 川崎競輪業務における一部委託の望ましい契約のあり方について.....	95
5 民間業者に対する警備委託契約（業務範囲と費用計算）の適切性確保について.....	98
＜中央卸売市場事業特別会計＞	100
1 中央卸売市場南部市場の経営改善と将来の方向性について	100
2 中央卸売市場北部市場における「設備保守管理業務」その他の委託契約等に関連した適切な措置について.....	103
3 施設使用料等に関連した滞納金の適切な管理等について	105
4 青果市場における温度管理による品質保持の必要性について.....	107
5 北部市場の軽易工事における透明性のある請負契約の締結について	109
6 仲卸業者の事業（会社経営）の活性化に向けた取り組み等について	111
7 市場の適切な保守維持費用について.....	122
8 北部市場と川崎冷蔵株式会社を含めた総合的運営の視点から見た場合の望まれる一体的経営のあり方について	128

Ⅲ 出資法人の経営管理について	137
第1 監査の概要	139
1 監査の種類	139
2 監査の対象と選定した理由	139
3 監査の視点	141
4 監査の方法	142
5 監査従事者	143
6 監査期間	143
7 外部監査人の独立性（利害関係）	143
第2 監査対象団体の事業概要	144
1 財団法人川崎市産業振興財団	144
2 川崎地下街株式会社	150
3 川崎冷蔵株式会社	156
第3 監査の結果	160
<財団法人川崎市産業振興財団>	160
1 機能しかつ活性化ある理事会および評議員会の運営の実施について	160
2 会館管理受託事業の経営管理責任のあり方について	165
3 期末手当と勤勉手当等の適切な措置（賞与引当金の計上）について	167
4 退職給与引当金の適切な会計処理の実施について	169
5 未収金の適切な回収管理について	171
6 預り物品の適切な台帳記入と現品管理の実行について	173
7 人材育成事業の市民に向けたより有効な方向性について	176
8 川崎市産業振興会館およびかわさき新産業創造センターの業務委託契約について	179
<川崎地下街株式会社>	182
1 取締役会の定期開催について	182
2 企業統治の一環としての社内規定等を遵守した業務運用の有効な実施について	185
3 財務諸表並びに元帳上の記載等の改善について	186
4 川崎地下街における新しい財務政策のあり方について	188
(1) キャッシュ・フロー計算書の財務分析と財務政策のあり方について	188
(2) 公共地下駐車場整備資金の有効（経済性）な運用について	189
5 現金および現金等に関する帳票（票）に対する有効な作成と管理について	193
<川崎冷蔵株式会社>	195
1 退職給与引当金の適切な会計処理について	195

2	納税引当金の適切な措置について	196
3	賞与引当金の会計処理の実施について	197
4	繰延資産に係る適切な会計処理と科目表示について	198
IV	生活保護事業の事務の執行について	199
第1	監査の概要	201
1	監査の種類	201
2	監査の対象と選定した理由	201
3	監査の視点	203
4	監査の方法	204
5	監査従事者	205
6	監査期間	205
7	外部監査人の独立性（利害関係）	205
第2	監査対象団体の事業概要	206
1	川崎市の「生活保護」（健康福祉局関係）の概要について	206
2	生活保護事業および同費用の概要について	210
第3	監査の結果	211
	<総括的事項に関する指摘と意見>	211
1	生活保護費返還金個人別徴収簿の有効・適切な記録について	211
2	生活保護に関連した不納欠損処理に対する適切な措置について	213
3	不実の申請等の行為に対する罰則規定の適用等について	216
	<福祉事務所に関する指摘と意見>	218
4	保護世帯（ケース）の格付と訪問数の計画実績管理について	218
5	行政手続上の定めのない前貸金の慣例の見直しについて	223
6	返還金および戻入金の決定・収納状況に関する関連帳簿の整合性について	225
7	高津福祉事務所における帳票管理の徹底について	229
8	被保護者に対する就労支援の徹底について	231

I 経済局の事務の執行について

第1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

監査の対象としたのは「経済局の事務の執行について」である。

(2) 選定した理由

川崎市は、これまで製造業を中心に発展してきた。製造業の集積過程で、人口は急速な増加を続け、それに関連して川崎市の中心市街地に商業の集積等を生み出してきた。

工業化と都市化の急速な進展は、一方で、川崎市内の漁業と農業を大きく衰退させていった。製造業の従業者数の割合は、昭和35年事業所統計で63.4%を占めていたが、昭和40年代後半には製造業の相次ぐ地方分散化とともに、50%を切ってしまった。その後、景気は回復し市民所得も向上するが、オイルショック後の市民の消費行動には、幾つかの変化が如実に現れ「卸売・小売業・飲食店」の事業所数が減少し始め、この傾向は現在も続いている。

ここ十数年の状況をみると中国をはじめ東アジア諸国の製造技術の向上により、海外への移転が進み、製造業の空洞化現象が顕著になっている。グローバル経済化の進展の下、厳しい競争により退出する企業が発生しているほか、大手企業の工場が市外へ移転したり、あるいは廃止したりするなど市内産業の衰退していく事態も発生している。とくに中小企業に、後継者難等による廃業も出てきている。

川崎市の産業は、バブル経済崩壊以降の景気低迷の影響を受け、産業全体が停滞している状況にある。しかし、ここ数年になって、変化があらわれている。平成15年度の市内総生産（名目）は、4兆7,045億円、対前年比4.3%の増加となり、前年度を上回るプラス成長となった。

川崎市は、活力にあふれ躍動するまちづくりとして、環境と産業が調和した持続可能な社会をめざし、諸種の施策に取り組んでいる。市民の暮らしの質の向上をもたら

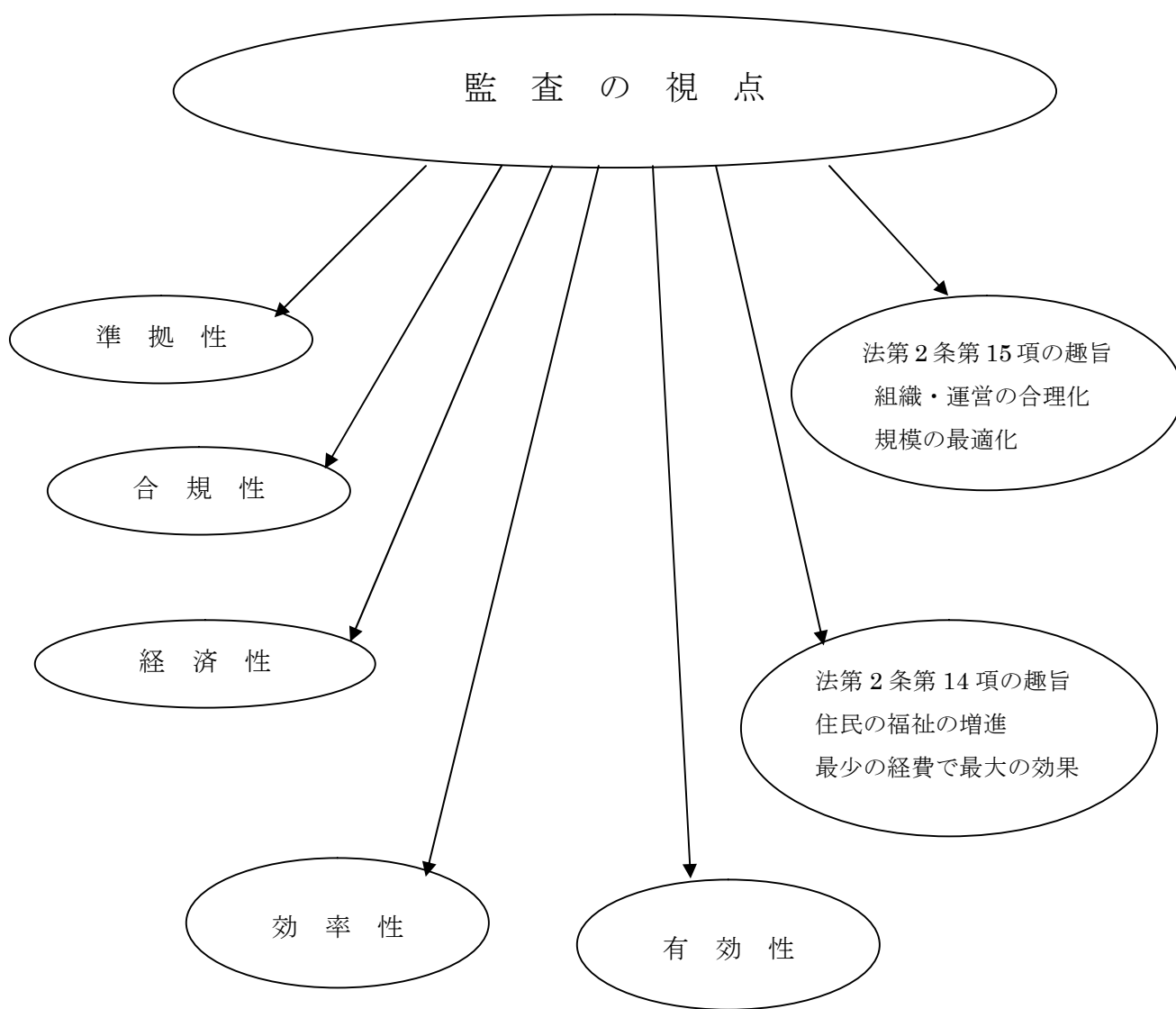
す新たな産業の創出・育成に向け、産学公連携により、川崎発の福祉製品創出に取り組むなど、福祉・生活文化産業の創出・育成に向けた取り組みを進めている。また、中小企業への支援策として、円滑な融資を促進するための支援を行っている。

さらに、都市農業の振興に向けて、農業経営の基盤づくりを進めるとともに、地産地消の仕組みの確立に向けた取り組みを推進している。かわさき「農」の新生プランを策定し「かわさき 130 万市民『農』のあるライフスタイルをめざして」を基本目標に、川崎市は、農業者、市民、行政が協働して都市農業を振興するための基本方針を策定している。

以上のような川崎の産業事情のもとに川崎市が行っている産業行政（支援事業等）は、重要な行政政策であると考えた。そこで「これらに関連する事務・事業が、法第 2 条第 14 項および第 15 項の規定の趣旨を達成するように実施されているかどうかについて監査する必要がある。」と認めたために「経済局の事務の執行について」を、監査テーマすなわち「特定の事件」として選択した。

3 監査の視点

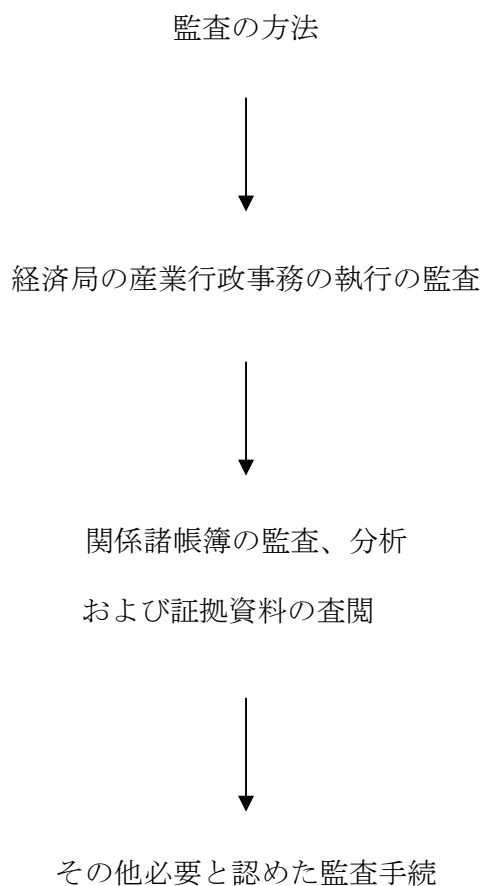
「監査の視点」は、以下のとおりである。



4 監査の方法

この監査に当たっては「経済局の事務の執行が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか」について、法第2条第14項および第15項の趣旨に則り、最少の経費で最大の効果をあげるように実施されているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	秋坂朝則	公認会計士	後藤由紀子
公認会計士	秋山正仁	公認会計士	石田清絵
公認会計士	岡本進		
弁護士	小林力	弁護士	湯川将
税理士	沈賢伊		
法政大学教授	菊谷正人		
米国税理士	成田元男		

6 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成18年7月4日から平成18年9月27日までの期間である。

7 外部監査人の独立性（利害関係）

川崎市と包括外部監査人および補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

第 2 監査対象団体の事業概要

1 川崎市の「産業行政」（経済局関係）の概要について

(1) 産業構造の変化と産業施設の展開に関連して

川崎市は、これまで製造業を中心に発展してきた。製造業の集積過程で、人口は急速な増加を続け、それに関連して川崎市の中心市街地に商業の集積等を生み出してきた。

川崎市の人口は、次の（表）に示すように変化（増加）してきている。

（表）川崎市の人口変動表

（単位：千人）

	昭和 30 年	昭和 45 年	昭和 60 年	平成 5 年	平成 12 年	平成 17 年
男 性	232	511	569	632	650	687
女 性	214	462	520	568	600	640
合 計	446	973	1,089	1,200	1,250	1,327

昭和 25 年からは川崎港の工業港としての整備が始まり、埋立事業も進み、昭和 38 年には京浜工業地帯の中核を担う重化学工業の集積が完成した。こうした工業化と都市化の急速な進展は、一方で東京湾の温暖気候の中で展開していた海苔づくりをはじめとする漁業を消滅させ、また、長十郎ナシなどの果樹で有名であった市域南部の農業を急速に縮小させていくこととなった。このようにして、川崎市内の漁業と農業が大きく衰退していった。

この当時から現在にいたる各業の生産高（売上高）並びに就業人口は、次の（表）に示すように変化してきている。

(表) 各業における就業人口すう勢表

(単位：千人)

	昭和 30 年	昭和 45 年	昭和 60 年	平成 7 年	平成 12 年
農 業	12	7	4	3	3
製造業	75	225	156	133	115
卸売小売等	28	85	125	147	148
第三次産業	47	133	206	288	310
その他	16	49	58	80	74
合 計	179	500	549	651	649

- (注) 1 林業・漁業の従事者は千人以下（本表上 0 で表示することになる）のため、記載を省略している。
- 2 卸売小売等とは、卸売業・小売業・飲食店である。
- 3 第三次産業とは、卸売小売等以外の第三次産業従事者である。
- 4 川崎市統計書（平成 17 年版）より作成した。
- 5 国勢調査は 5 年ごとの調査であり、平成 17 年度については現在集計中であるため記載していない。

製造業の従業者は、昭和 45 年の 225 千人を頂点に減少を続け、平成 12 年には、115 千人までに減少している。

昭和 48 年のオイルショックによる影響が出る昭和 50 年頃まで、製造業を中心として産業構造を変化させながら、順調にその規模を拡大してきたが、オイルショックは、市内における製造業や卸売・小売業にとりわけ大きな影響を及ぼした。

その後、景気は回復し市民所得も向上するが、オイルショック後の市民の消費行動には、幾つかの変化が如実に現れ「卸売・小売業・飲食店」の事業所数が減少し始めたが、この傾向は現在では下げ止まりの様相であり、ところにより、若干、上向き傾向を示し始めている。

卸売業・小売業・飲食店の店舗（事業所）数並びに就業人員数は、次の（表）にみられるように変化してきている。

(表) 卸売業・小売業の店舗（事業所）数等のすう勢表

(単位：か所、人)

	昭和 31 年	昭和 45 年	昭和 60 年	平成 6 年	平成 14 年	平成 16 年
卸 売 業	480	1,005	1,876	2,007	1,866	1,955
就業人員数	3,083	8,969	15,551	20,366	19,396	19,641
小 売 業	5,341	9,520	10,446	9,815	8,458	8,372
就業人員数	15,967	37,422	45,159	56,892	65,000	66,357

(表) 飲食店の店舗（事業所）数のすう勢表

(単位：か所、人)

	昭和 31 年	昭和 45 年	昭和 61 年	平成 4 年
飲 食 店	1,214	4,176	3,857	4,243
就業人員数	4,223	16,161	18,800	26,892

(2) 近年における景気動向と川崎市の市況状況に関連して

昭和 61 年のプラザ合意後の円高と、いわゆるバブル経済は、市内産業の海外進出を活発化させ、中小企業も独自に海外に拠点を移すようになった。

ここ十数年の状況をみると中国をはじめ東アジア諸国の製造技術の向上により、海外への移転が進み、製造業の空洞化現象が顕著になっている。グローバル経済化の進展下、厳しい競争により退出する企業が発生しているほか、大手企業の工場が市外へ移転したり、あるいは廃止したりするなど市内産業が衰退していく事態も発生している。とくに中小企業では、後継者難等による廃業も出てきている。

川崎市では JR 川崎駅東口を再開発し、地下街アゼリアなどの拠点商業の拡充を図るとともに、業務機能の充実に向けた「川崎テクノピア」等の業務ゾーンを整備し、その集積を図ってきた。その後、JR 川崎駅、同武蔵小杉駅、同武蔵溝ノ口駅、小田急新百合ヶ丘駅周辺での拠点再開発を通じて、商業・業務施設の整備を進めてきた。

さらに、バブル経済崩壊後、人件費や地価が高い神奈川県（とくに川崎市や横浜市）からの企業流出が続いた。平成 15 年までの 10 年で、県内製造業の従業員数は 31% 減り、製造品出荷額は 21% も落ち込んでいるのが実情である（日本経済新聞 平成 18 年 4 月 21 日 朝刊）。

このように川崎市の産業は、バブル経済崩壊以降の景気低迷の影響を受け、産業全体が停滞している状況にある。しかし、最近になって幾つかの変化があらわれている。平成 15 年度の市内総生産（名目）は、4 兆 7,045 億円、対前年比 4.3% の増加となり、前年度を上回るプラス成長となった。

川崎市内における最近の生産高等は、次の（表）に示すように変化してきている。資料の関係上、取り上げた年次が統一されていないが、ここ 20 年程度のすう勢は理解できると考え、本表にそのまま記載することにした。

（表）最近の生産高等のすう勢表

（単位：億円）

	平成 元年	平成 5 年	平成 10 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
製造品出荷額	59,537	53,589	45,421	35,505	38,354	38,584

（単位：億円）

	昭和 60 年	昭和 63 年	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 14 年
商品販売額	18,016	22,636	29,188	26,327	24,871	28,277

（単位：百万円）

	平成 元年	平成 5 年	平成 10 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
農業産出額	3,250	3,460	3,340	2,740	2,510	2,700

製造品出荷額が傾向的に減少している。その理由としては、先に記述したように大手企業の工場が市外へ移転したり廃止したりするなどして、市内製造業が衰退していること、また、中小企業の廃業がみられるなどの影響が出てきているものと考えられる。

全国状況をみると、平成 16 年の負債総額 1 千万円以上の倒産件数は 122 件で、平成 15 年の 128 件に比べ 4.7%減少し、負債総額は 335 億円で、平成 15 年の 365 億円に比べ 8.2%減少している。しかし、それによって景気が必ずしも回復していることを示しているものではない。とくに少子高齢化社会を迎え、医療費の問題や団塊の世代の労働従事社会からの退出後の日本経済の動きが気掛かりである。

ところで、川崎市には、わが国有数の産業集積や豊かな人材、首都圏の中心にあるという地理的条件など数多くの特徴や長所がある。川崎市としては、そうしたポテンシャルを十分に活かし、魅力あるまちづくりを進めている。

活力にあふれ躍動するまちづくりとして、環境と産業が調和した持続可能な社会をめざし、川崎の特徴や長所の活用による臨海部の再生、環境や福祉をはじめとした新産業の創造・育成など、活力ある産業集積の形成や国際競争力の強化と環境技術を活かした国際社会への貢献に向けた取り組みを推進している。まず、川崎臨海部の産業再生、都市再生、環境再生をめざす国際環境特別区構想の推進に向けて、活力ある産

業集積の形成を図ることとしている。

さらに、市民の暮らしの質の向上をもたらす新たな産業の創出・育成に向け、産学公連携により、川崎発の福祉製品創出に取り組むなど、福祉・生活文化産業の創出・育成に向けた取り組みを進めている。また、中小企業への支援策として、円滑な融資を促進するための支援を行っている。

さらに、都市農業の振興に向けて、農業経営の基盤づくりを進めるとともに、地産地消の仕組みの確立に向けた取り組みを推進していくこととしている。

川崎市は、かわさき「農」の新生プランを策定し「かわさき 130 万市民『農』のあるライフスタイルをめざして」を基本目標に、農業者、市民、行政が協働して都市農業を振興するための基本方針を定めている。

2 川崎市の「産業行政」（経済局関係）の財政規模（歳入・歳出）について

(1) 経済局の歳入決算額の状況

経済局の歳入決算額の 5 年間のすう勢は、次の（表）のようになっている。

（表）歳入決算額のすう勢表

（単位：千円）

歳 入	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
使用料・手数料	63,665	67,318	123,573	132,536	131,910
国庫支出金	231,743	5,498,494	4,165,807	170,316	27,504
県支出金	309,372	394,420	538,742	394,106	8,829
財産収入	28,025	31,212	32,487	59,894	125,183
寄付金				10,000	1,000
諸収入	14,569,425	14,323,630	12,986,770	13,992,868	13,829,046
うち駐車場建設貸付金		708,000	708,000	708,000	708,000
うち制度融資預託金	14,527,000	13,593,000	12,254,000	13,262,000	13,099,000
経済局収入合計	15,202,231	20,315,075	17,847,379	14,759,721	14,123,473
制度融資預託金控除後 収入(経済局実収入)	675,231	6,722,075	5,593,379	1,497,721	1,024,473

(注) 1 平成 14 年度、15 年度の国庫支出金の主な内容は、旧通商産業省のエコタウン構想に沿った資源循環型プラント整備費に対する補助である。以下参照の事。

2 平成 14 年度：環境調和型地域振興施設整備補助金 5,000,000 千円（廃プラスチックアンモニア原料化施設、廃プラスチック高炉還元施設）

3 平成 15 年度：環境調和型地域振興施設整備補助金 4,000,000 千円（ペット to ペットリサイクル施設）

(2) 経済費の歳出決算額の状況

経済費の歳出決算額の5年間のすう勢は、次の(表)のようになっている。

(表) 歳出決算額のすう勢表

(単位：千円)

歳 出	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
産業経済総務費	1,130,707	1,050,522	982,436	915,839	924,626
産業経済総務費(給与費)	735,422	709,488	674,738	637,373	643,533
その他産業経済総務費	189,397	163,304	131,829	106,731	110,533
うち負担金・補助金	81,810	23,118	14,631	12,514	17,100
産業振興会館費	205,888	177,730	175,869	171,734	170,560
うち委託料	157,785	136,072	133,734	131,795	131,907
商工業費	766,596	5,618,898	4,606,108	604,295	581,054
商業振興費	602,630	441,869	428,934	454,268	440,910
うち負担金・補助金	314,484	386,031	394,665	385,840	404,833
工業振興費	147,271	5,158,725	4,159,860	131,448	122,526
うち負担金・補助金	103,321	5,133,848	4,111,089	78,441	69,809
計量検査費	16,695	18,304	17,314	18,579	17,617
うち負担金・補助金	8,672	7,680	11,829	11,062	11,861
中小企業支援費	15,104,375	15,183,731	13,337,495	14,095,416	13,719,277
中小企業支援費	430,088	1,244,434	455,002	445,952	380,638
うち負担金・補助金	363,821	358,930	373,158	366,970	299,920
金融対策費	14,674,287	13,939,297	12,882,493	13,649,465	13,338,639
うち負担金・補助金	79,454	264,720	497,142	300,123	237,231
農業費	260,427	240,056	248,057	503,317	234,484
農業委員会費(給与費)	43,986	48,219	49,728	46,913	44,237
その他農業委員会費	11,692	16,583	12,431	12,428	12,507
農林業振興費	67,998	74,821	94,246	357,222	83,311
うち負担金・補助金	9,753	15,375	28,885	24,297	22,032
蓄水産事業費	24,442	6,327	7,125	6,711	6,813
うち負担金・補助金	22,028	3,226	3,518	2,987	2,654
農地整備費	51,244	33,167	32,797	21,875	31,514
うち負担金・補助金	21,704	9,248	10,288	9,582	2,343
園芸緑化施設費	61,064	60,939	51,729	58,168	56,102
経済費合計	17,262,105	22,093,206	19,174,096	16,118,867	15,459,440

第3 監査の結果

<総括的事項に関する指摘と意見>

1 公正な競争入札による緑化センターおよびフルーツパークの業者選定について

緑化センター（面積：13,132 m²）では、農作物や植物の試験栽培などを行っており、敷地内に樹木や植物が多く、職員の指導監理のもと、次のような管理補助業務を外部に委託している。

- ① 鉢物植物の水やり（毎日）
- ② 園全体の清掃（ゴミ、落ち葉）
- ③ 園全体の除草（1.3ha）および植木鉢内除草
- ④ 芝刈り（年5回～8回）
- ⑤ 花壇用草花（種蒔き、ポット植え替え2回～3回）
- ⑥ 園内樹木の剪定（中木、低木、刈り込み）
- ⑦ 剪定枝の堆肥化（チップ化、切り替えし年3回）
- ⑧ 講習会、展示会等の棚作り（年23回）
- ⑨ 鉢物栽培用土作り（腐葉土、赤土、荒木田土等混合し蒸気蒸し1年分作成）
- ⑩ サクラソウ、ハナショウブ芽分け、植え付け
- ⑪ 盆栽、その他鉢物適期植え替え
- ⑫ 畑耕運、各種野菜苗植え付け
- ⑬ 池清掃（年2回）

また、当該委託にかかる委託費のすう勢並びに入札の状況は、次の表（1-1）のとおりである。

表（1-1）緑化センターにおける農場作業管理業務委託年度別比較表

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
落札比率(注 1)	99.9%	99.9%	100.0%	99.9%	99.9%
落札業者名	A社	A社	A社	A社	A社
入札回数 (再度入札)	1	1	1	3	1
入札業者数	5	5	5	5	5
指名業者の入 替数(注 2)	—	1 者	1 者	0 者	1 者
仕様書の作業 人員(注 3)	4 人	4 人	4 人	6 人	6 人

(注) 1 落札比率とは落札価格を予定価格で除したものである。

2 「—」は、平成 12 年度書類は廃棄処分（保存期間 5 年）のため、数字がない。

3 作業人員は業務の委託内容によって異なるので、参考までに記入したものである。

過去 5 年間における落札率が 99.9%と 100%であり、さらに同一の業者が継続して落札しているのが実情である。

また、実際の入札状況は、次の表（1-2）のようになっている。

表（1-2）入札状況比較表

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予定価格内	1 者	1 者	1 者	1 者	1 者
予定価格超	4 者	4 者	4 者	4 者辞退	4 者

予定価格内で入札している業者は、過去 5 年において 1 者のみであるにもかかわらず指名業者の入れ替えは 1 者のみで、入れ替えを実施していない事業年度もあった。

平成 16 年度においては 3 回入札を実施しているが、結果的に 4 者が辞退することとなった。しかし、ほかの事業年度においても、落札事業者以外はすべて予定価格を越える金額で入札に応じていた。

このような事実から指名競争入札の透明性、競争性（公正な競争）が必ずしも十分に達成されたなかで、入札が行われているとは言えないものと判断される。そのため、業者選定等については、公正な競争入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるよう選定方法を改善すべきである。本件事例は委託業務であるため公共工事と異

なるとしても、たとえば、秋田県が平成 20 年度からすべての公共事業について一般競争入札にすることとしたように、入札方法の変更も必要であると考ええる。(日本経済新聞 平成 18 年 11 月 30 日 朝刊)

また、フルーツパーク（面積：20,280 m²）においても、農作物や植物の試験栽培などを行っており、敷地内に樹木や植物が多く、職員の指導監理のもと、次のような管理補助業務を外部に委託している。

- ① 花壇用植物の水やり（毎日）
- ② 園全体の清掃（展望室等の清掃、屋外・温室・駐車場のゴミと落ち葉拾い）
- ③ 園内の除草（2ha、駐車場含む）
- ④ 花壇用草花管理作業補助（種蒔き、ポット植え替え 2 回～3 回、花壇定植）
- ⑤ 果樹園管理作業補助（授粉、摘果、収穫等）
- ⑥ 園内樹木の剪定補助（中木、低木、刈り込み、剪定枝の片付け）
- ⑦ 園内植物用土作り補助（腐葉土、赤土等混合し 1 年分作成）
- ⑧ 池清掃（年 2 回）

フルーツパークにおける農場作業にかかる委託費並びに指名競争入札の状況は、次の表（1-3）のとおりである。

表（1-3）フルーツパークにおける農場作業管理業務委託年度別比較表

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
落札比率（注 1）	99.7%	99.8%	95.2%	98.5%	95.0%
落札業者名	B 社	B 社	B 社 神奈川支店	B 社 神奈川支店	B 社 神奈川支店
入札回数 （再度入札）	3	3	1	2	1
入札業者数	5	5	5	5	5
指名業者の入替 数（注 2）	—	4 者	4 者	4 者	3 者
仕様書の作業人 員（注 3）	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

（注）1 落札比率とは落札価格を予定価格で除したものである。

2 「—」は、平成 12 年度書類は廃棄処分（保存期間 5 年）のため、数字がない。

3 作業人員は業務の委託内容によって異なるので、参考までに記入したものである。

過去 5 年間における落札率が 95% 以上であり、さらに同一業者が継続して落札している事実からみて、必ずしも公正な競争が行われているとは言えないものと判断され

る。

また、実際の入札状況は、次の表（1-4）のようになっている。

表（1-4）入札状況比較表

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予定価格内	1 者	1 者	1 者	5 者	1 者
予定価格超	1 者 3 者辞退	4 者辞退	4 者	0 者	4 者

平成 16 年度を除いた各事業年度において 1 者のみが予定価格内で入札しており、4 者が辞退している事業年度があることからみると、必ずしも透明性の強い、かつ、公正な競争入札が実施されているとは言えないものと判断される。そのため、業者選定等については、公正な競争入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるよう選定方法を改善すべきである。

意見（1-1）公正な競争入札による緑化センターの委託業者選定について

緑化センターにおける農場作業の管理業務の委託にかかる競争入札において、過去 5 年間、同一業者が継続して落札しており、その上、落札率が 99.9%と 100%で落札している事実からみて、必ずしも公正な競争が行われているとは言えないものと判断される。

よって、業者選定等については、公正な競争入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるように、一般競争入札を採用することなど、選定方法を改善されたい。

意見（1-2）公正な競争入札によるフルーツパークの委託業者選定について

フルーツパークにおける農場作業の管理業務の委託にかかる競争入札において、過去 5 年間、同一業者が継続して落札しており、その上、落札率は毎年 95%以上で、競争入札を実施する意味をなさず、必ずしも透明性の強い、かつ、公正な競争入札が実施されているとは言えないものと判断される。

よって、業者選定等については、公正な競争入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるように、一般競争入札を採用することなど、選定方法を改善されたい。

2 ライフサイエンス等推進事業の効果ある施策について

(1) ライフサイエンス等推進事業の経緯について

平成 14 年 7 月、内閣府都市再生本部において第 4 次の都市再生プロジェクトとして「東京圏におけるゲノム¹科学の国際拠点形成」が決定され、平成 15 年 1 月に国の各府省庁、自治体、経済団体の連携・協議の場として「東京圏ゲノム科学推進協議会」が設置された。また、このプロジェクトを推進するために NPO ゲノムベイ東京協議会が、平成 15 年 1 月に創立された。さらに、平成 15 年 3 月には、同 NPO 法人と、東京圏ライフサイエンス協議会（産業界）、東京圏ゲノムネットワーク推進会議（8 都県市）による一体的な協議の場として、東京圏ゲノム科学連携会議が設置された。

平成 16 年 2 月になって「東京圏ゲノム科学連携会議」において「東京圏におけるゲノム科学国際拠点形成プロジェクト基本構想」が打ち出された。ここでは「ファーマコゲノム²健康科学融合研究開発プロジェクト～前臨床・治験型検証ゲノム健康創薬開発の充実強化プロジェクト～」の拠点を川崎臨海部において展開することとされていた。

川崎市では本件について、事業の担当としては、平成 14 年度から平成 16 年度にかけては総合企画局の都市再生・臨海部整備推進室が、平成 17 年度以降は、組織再編により臨海部整備推進室が廃止されたため、経済局の産業政策部企画課が担当している。

また、平成 16 年度、17 年度に財団法人地方自治研究機構に委託して、この構想の可能性・将来性等について調査研究を実施している。委託料は平成 16 年度 9,975 千円、平成 17 年度 9,922 千円となっている。

(2) 「ファーマコゲノム健康科学融合研究開発プロジェクト～前臨床・治験型ゲノム健康創薬開発の充実強化プロジェクト～」について

ゲノム科学を活用して探索した新規候補医薬品を産業化する過程で重要な役割を果たす新たな評価検証システム（探索→前臨床³→治験⁴）の構築とそれに対応できるインフラ整備を図る研究開発プロジェクトとして提案されている。

これは、以下の 4 つの検証プラットフォームから形成されている。

-
- ¹ ゲノムとは、遺伝子と染色体を組み合わせた言葉で、生物の持つ遺伝子（遺伝情報）の全体を指した名称である。
 - ² ファーマコゲノムとは、個々のゲノム情報に基づいて「テーラーメイド医療」と「創薬研究開発」を目指し、患者のゲノム情報の解析により、有効で安全な医薬品の探索・開発を行う手法である。
 - ³ 前臨床とは、新薬開発における動物実験である。
 - ⁴ 治験とは、製薬メーカー等が開発した承認前の薬剤の安全性と有効性を確かめるための治療を兼ねた試験である。

① 治験型検証プラットフォーム

ゲノム科学を基礎としたヒトによる臨床治験の体系づくりと治験スピードを向上させるため、本格的な治験型検証センターを開設するとともに、研究開発成果の市場創出と国際標準化を通じた国際市場規模に向けた取り組みを積極的に推進するもの

② 前臨床検証プラットフォーム

先進諸外国と比べて時間的ロスや検証方法に問題のある日本の前臨床について、先進諸国に負けない前臨床検証プラットフォームを構築するもの

③ 創薬工学プラットフォーム

他のプラットフォームと連携してゲノム解析に基づく薬効・副作用の予測技術や分析機器を民間企業と共同開発するもの

④ 生体機能検証プラットフォーム

生活習慣病など遺伝因子だけでなく環境因子が複雑に係わっていること並びに環境因子として注目されている腸内フローラは、その鍵になると予想されているため、腸内フローラのゲノム解析などの基礎研究を行うことによって生活習慣病などに対する新たな医療の開発を目指すもの

(3) 東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト基本構想の可能性・将来性等の調査内容について

川崎市が（財）地方自治研究機構に委託した東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト基本構想の可能性・将来性についての調査報告書では、以下の問題点が提言されている。

① 日本の治験の実情は

(ア)「コストが高い」

(イ)「時間がかかる」

(ウ)「質がよくない」

といわれている。

さらに、これに関して、

② 治験が海外に流出していること

③ 治験時のゲノムデータの収集が米国のように充実していないこと

④ テーラーメイド医療に有用な医薬品の承認に対する厚生労働省の取り組みが米国に比べ大幅に立ち遅れていること

⑤ 東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト基本構想を踏まえ、NPO ゲノムベイ東京協議会においては 1,000 床程度の治験センターを計画しているが、この規模の医療施設を整備するためには被験者の収集・スタッフの収集・既存の医療機関との関係等制度改革並びに国の支援が無ければ難しいこと

- ⑥ 治験センターの候補地として想定した塩浜周辺地区は、多摩川をはさんで羽田空港の対岸に当たるが、工場専用地区であるため土地の用途地域変更が必要であること
- ⑦ 研究開発拠点の形成に当たっては、公的研究機関・民間企業の入居・利用のほか、研究者・関係行政機関の参画が必要であること
- ⑧ その他（省略）

また、ゲノム治験センターの設置に対する周辺住民の理解を得ること、環境アセスメントの実施や医療廃棄物の処理、基盤整備については羽田再拡張・国際化（平成 21 年）に合わせた羽田空港との連絡路の整備、東京都心や川崎中心部、横浜中心部の鉄道網と接続する交通アクセス強化の必要性などの問題点が指摘されている。

(4) 川崎市として望ましいプロジェクト像の明確化の必要性について

川崎市としては、川崎再生フロンティアプランにおいて、科学技術振興指針に基づく科学技術関連施策の推進としてゲノム・ライフサイエンスなどの研究開発機能の立地誘導を重点戦略プラン（3 ヶ年）と位置づけている。

また「東京圏におけるゲノム科学国際拠点形成プロジェクト基本構想」の推進主体は、NPO ゲノムベイ東京協議会であり、川崎市は NPO ゲノムベイ東京協議会の活動を側面からサポートしていくという立場である。つまり、このプロジェクトが進めば、産業活性化にもなるため、街づくりなどを含めサポートしていく考えである。

川崎市は、プロジェクトの直接的な推進主体ではなく、あくまでサポートしていく立場であるとしてもプロジェクトが実現すれば、既存の住民・医療施設をはじめとして、市に大きな影響を及ぼすことが想定される。

したがって、平成 16 年度、17 年度の調査を受けて、川崎市として、メリット・デメリットを比較考量し「川崎市としてどのように対処していくべきか」を具体的に検討していくことが必要と思われる。一般的に、このようなプロジェクトを事業化した場合、事業化により収益を生み出すことは困難と思われるため、市民に対する説明責任等も含め、あらゆる角度から市としてのメリット・デメリットを適宜、検討していくことが望まれる。

また、東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト基本構想の可能性・将来性についての調査報告書でも、「川崎市内外のゲノム治験に関連の深い機関については、事業化に向けた取り組みの早い段階から事業に参画し、意見・協力を求めていくことが望ましい。これら関係主体で構成される研究会等の検討組織を立ち上げ、川崎市として望ましいプロジェクト像を明確化していくとともに事業化の段階ではこの検討委員会の構成員をコアメンバーとして事業化推進の役割を担うワーキンググループ等に発展させていくことで円滑な事業化が可能となる。」とされている。

つまり、川崎市として「望ましいプロジェクト像を明確にする必要性」が提起され

ている。

以上のようなことから、東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト基本構想の事業化に伴うメリット・デメリットを比較考量し、川崎市として、どのように対処していくかを具体的に検討していくことが必要と考える。同時に事業化の進展を見極めつつ、川崎市として望ましいプロジェクト像を独自に明確化していく必要性があると思われる。

意見（1-3）ライフサイエンス等推進事業の効果ある施策について

平成 16 年 2 月になって「東京圏ゲノム科学連携会議」において「東京圏におけるゲノム科学国際拠点形成プロジェクト基本構想」が打ち出された。そこではプロジェクトの拠点を川崎臨海部において展開することとされていた。

川崎市は、平成 16 年度、17 年度に財団法人地方自治研究機構に委託して、この構想の可能性・将来性等について調査研究を実施している。委託料は平成 16 年度 9,975 千円、平成 17 年度 9,922 千円となっている。

しかし、川崎市が委託した調査報告書では、「日本の治験コストが高い、治験が海外に流出している」など幾つかの問題点が指摘されている。

よって、指摘内容を検討し、メリット・デメリットを比較考量し、確実にメリット（事業の成果）が出てくると評価できない場合には廃止するなり、極力縮小していくことを検討されたい。

3 川崎光のメモリアル事業の有効性と事後評価の実施について

平成 17 年度に実施された「川崎光のメモリアル事業」は、11 月下旬から翌年 1 月中旬まで、川崎駅を中心としたイルミネーションによる飾りつけを主とする事業である。それ以前は地元と市が実行委員会を組成して実施してきたが、経済情勢の悪化によって縮小傾向にあり、平成 16 年度の実施をもって休止になるところまできていた。地元主体のイベントへの転換を模索する間、川崎市が引き継いで、平成 17 年度と平成 18 年度の 2 年間だけの事業として実施することにした。

そもそも駅前を中心とした年末のイルミネーション飾りつけは、地元の実行委員会による自主事業であって、市としては一部負担金として 2,380 万円(平成 16 年度の総事業費 3,300 万円の 72%)を出していた。しかし、平成 17 年度において経過的な処置として市が事業を引き継いだ形となっている。

平成 17 年度の事業費 1,200 万円は、全額民間業者に対する委託料である。平成 18 年度の予算額は、同じく 1,200 万円となっている。

委託先の選定方法は、まず市の登録業者 5 社を選び、プレゼンテーションを行わせ、評価項目ごとに評点を付す企画提案方式によっている。評価委員会は市の職員のみで構成されているものの、事業規模、評点付けに工夫がみられる点などを考慮すると妥当な選定方法であると考えられる。

一方、事業結果評価については、民間業者から写真の掲載を含めた報告書の提出があるものの、それに対して「市としてどのように評価したのかという事後評価」はまったく行われていない。したがって、本件事業の効率性や有用性等の評価に資する書類が保存されていない。

市の事業として税金を投入して行う以上、事業主体である市自身による「事前評価と事後評価が必要」であり、また、事業評価をすべき評点を列举、整理し、今後、同様の事業を行うに当たって、有効に活用すべきものとする。また、市民に対するアンケート調査等を行って市民の満足度を評価し、事後の事業に反映していくべきものとする。

意見（1-4）川崎光のメモリアル事業の有効性と事後評価の実施について

光のメモリアル事業に関し、民間業者から写真の掲載を含めた報告書の提出があるものの、それに対して「市としてどのように評価したのかという事後評価」はまったく行われていない。また、市民に対するアンケート調査も実施していない。したがって、本件事業に対する市民の満足度や有用性等の評価を実施していない。光のメモリアル事業は平成 18 年度で終わりとされているが、このような事業を行う場合には、以上の諸点を反省して、改善していくべきであると考えます。

よって、市の事業として市民の税金を投入して行う以上、事業主体である市自身による「事前評価と事後評価」を実施すべきであり、そのためにも、事業評価をすべき評点を列挙、整理した上で実施すべきであったと考えるので、今後、同様の案件が発生し、継続するような場合、評価を実施するとともに、その後の事業の改善に役立てられたい。

4 「川崎ものづくりブランド」事業の積極的なPR活動について

川崎ものづくりブランド事業は、川崎市および川崎商工会議所が一体となって、川崎市内の中小製造業者の工業製品について川崎独自の「ものづくりブランド」を構築することで、市内工業製品の販路拡大、新市場への進出などを支援し、地域産業の活性化、市内中小製造業者の工業製品の競争力向上をめざすという趣旨で、平成16年度から開始されたものである。

川崎市内の中小製造業者等から応募（自薦および他薦）のあった工業製品のうち、川崎ものづくりブランド認定委員会（以下「認定委員会」という。）が認定基準に基づき審査を行い、その報告を受けた川崎ものづくりブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）が、川崎ものづくりブランドの認定を行うものとされている。

川崎ものづくりブランドの認定を受けた工業製品に対しては、以下のような特典を与えている。

- ① 同ブランドのロゴマークの使用許諾
- ② 認定製品の紹介冊子への掲載
- ③ 各種見本市への無料出展
- ④ その他

ところで、これまでの応募件数、認定件数の状況は、次の表（1-5）のとおりである。

表（1-5）川崎ものづくりブランド応募・認定件数一覧表

（単位：件数）

	自薦（認定）	他薦（認定）	合計（認定）
第1回（平成16年度）	8（6）	0（0）	8（6）
第2回（平成17年度）	5（5）	9（2）	14（7）
合計	13（11）	9（2）	22（13）

（注）第2回他薦のうち7件は、被推薦者に申請意思がなく、被推薦者自身から申請書等の必要書類の提出がなかったものである。

上記のように、川崎ものづくりブランドの応募件数は、全2回を合計してもわずかに22件に止まっているにすぎない。しかも、そのうち第2回に他薦としての応募のあった7件については、被推薦者である事業者から申請書の提出がなかったものである。そのため、実際に申請のあった件数は、合計でたったの15件に過ぎなかった。

また、認定件数は合計で13件であり、申請のあった工業製品のほとんどが認定されており、とりわけ第2回については、申請のあった工業製品のすべてが認定されている。

川崎ものづくりブランド事業の方針として、1回につき概ね10件の製品を認定するとのことであるとしても、現状のように、申請のあった製品のほぼすべてが認定されるという事態は、川崎ものづくりブランド認定製品の質「認定されたというブランド価値」に大いなる疑問を感じさせる。その結果、本件事業による同ブランドに対する社会的評価を低下させることになりかねないと危惧される。

川崎ものづくりブランドの水準を維持し、社会的評価を得ることと、1回につき概ね10件の製品を認定するという上記方針を実現するためには、応募件数を現在よりも大幅に増加させることが不可欠であり、そのためには積極的、広範囲にわたる実効性のあるPR活動が必要となる。

現実の問題として、川崎市内の多くの事業者に余り知られていないか、評価を受けた効果に対する理解（満足度）が低いのではないかとと思われる。

これまでの川崎ものづくりブランド事業のPR活動としては、川崎ものづくりブランドの認定製品を各種見本市に出展すること、川崎市産業振興会館1階に同製品を備え置き、来訪者に展示し、同会館の6階で認定製品に直接触れることができるようにすること、ホームページ上でのPR活動などを行ってきた。

しかしながら、川崎ものづくりブランド事業は開始されてから間もないため、現在のところ、同ブランドに対する知名度が高くないことも併せ考えると、これまで以上に積極的かつ実効性のあるPR活動を行い、中小製造業者等からの申請件数を増やす必要がある。

意見（1-5）「川崎ものづくりブランド」事業の積極的なPR活動について

川崎ものづくりブランドの応募件数は、全2回を合計しても15件に過ぎないが、認定件数は合計で13件である。

川崎ものづくりブランド事業の方針として、1回につき概ね10件の製品を認定するとのことであるとしても、現状のように、申請のあった製品のほぼすべてが認定されるという事態は、川崎ものづくりブランド認定製品の質に疑問を生じさせ、同ブランドに対する社会的評価を低下させることになりかねない。

川崎ものづくりブランドの水準を維持し、社会的評価を得ることと、1回につき概ね10件の製品を認定するという方針を実現するためには、応募件数を現在よりも大幅に増加させることが不可欠である。

よって、これまで以上に実効性のある川崎ものづくりブランド事業とするためにも、広範囲かつ積極的なPR活動を実施されたい。

5 「川崎ものづくりブランド推進協議会設置要領」における規定の不明瞭性・不備の改善について

川崎ものづくりブランド企画委員会・認定委員会の委員等の任期に関しては、以下の定めがある。

① 企画委員会・認定委員会の委員の任期について

「川崎ものづくりブランド推進協議会設置要領」（以下「ブランド設置要領」という）の第9条第3項および第10条第3項には、企画委員会および認定委員会の委員は会長が任命し、その任期は「設置の日から平成19年3月31日までとし、それ以降は2年間とする。」と規定されている。

② 推進協議会の委員の任期について

他方、「ブランド設置要領」第5条第3項では、「川崎ものづくりブランド推進協議会」（以下「推進協議会」という）の「委員の再任は妨げない。」と明記されている。

他方、企画委員会・認定委員会の委員については、再任の有無の規定が設けられていない。

③ 任期の差異の調整（要領改正）の必要性について

企画委員会・認定委員会の委員は、平成21年3月31日まで（限定的定め）と解されるどころ、推進協議会の委員は「再任できる」旨の定めがある。

しかしながら、企画委員会・認定委員会の委員について、再任の有無の規定が設けられていないために、当該委員の再任が不明瞭となっている。

企画委員会・認定委員会と推進協議会とにおいては、一部の委員が重複していることもあって、一方において再任の途が開かれているにもかかわらず、他方で任期切れとなり、再任できないという事態が起こりうることにもなる。そのため、必要にして有用な人材を失うことにもなってくる。このようなことを避けるためにも、要領の規定に整合性を持たせるように改正すべきものと考ええる。

認定委員会の委員（以下「認定委員」という）には、高度な専門性ととも審査時における認定の公平性並びに中立性が求められている。その上で、認定事業者（応募企業）もしくは認定製品と特別な利害関係のある認定委員（たとえば、認定事業者と親族関係にある委員）を事前にチェックし、該当する委員を排除する具体的な規定がブランド設置要領に盛り込まれていない。このように認定委員の資格・資質等に関する規定に不備な点が見受けられた。

認定委員には、高度な専門性・公平性等が要求されるので、短期間（2年間）に委員が全員交替すると一定の標準的尺度（評価の水準）を維持した審査方法並びに適用基準の継続性を図れないという欠陥が生じる。そこで、委員が交替しても半数程度の委員が残留して認定に従事できるようにしておくことが必要であると考ええる。

ただし、認定委員会の中立性・客観性等を担保するためには、認定委員は継続して6年を超えて在任すべきではないと考える。

意見（1-6）「川崎ものづくりブランド推進協議会設置要領」における規定（委員の任期）の不明瞭性・不備の改善について

川崎ものづくりブランド企画委員会・認定委員会の委員等の任期に関しては、再任の有無が設けられていない。他方、川崎ものづくりブランド推進協議会の委員の再任は妨げないと明記されている。

企画委員会・認定委員会と推進協議会とにおいては、一部の委員が重複していることもあって、一方において再任の途が開かれているにもかかわらず、他方で任期切れとなり、再任できないという事態が起こりうることにもなる。

また、認定委員には、高度な専門性・公平性等が要求されるので、短期間（2年間）に委員が全員交替すると一定の標準的尺度（評価の水準）を維持した審査方法並びに適用基準の継続性を図れないという欠陥が生じる。

よって、委員が交替しても半数程度の委員が残留して認定に従事できるように要領の改正を検討されたい。

また、現状の定めでは、必要にして有用な人材を失うことにもなってくる可能性があるため、このようなことを避けるためにも、要領の規定に整合性を持たせるように改正されたい。

さらに「公平性等の維持」の視点から特定のブランド品の評価において、特別な利害関係のある認定委員を排除するなど具体的な規定を加えることを検討されたい。

6 「川崎ものづくりブランド」の認定基準について

「川崎ものづくりブランドの認定基準」は、川崎ものづくりブランド企画委員会および川崎ものづくりブランド認定委員会が協議・検討（川崎ものづくりブランド推進協議会設置要領第9条、第10条）した上で、川崎ものづくりブランド推進協議会（川崎ものづくりブランド認定要領第3条）が定めるものとしている。

そして、認定に当たっては、以下に掲げた事項を総合的に勘案して行うものとされている。

- ① 製品力、技術力
- ② 販売実績・シェア等、製品の市場での評価
- ③ 経営理念、営業・マーケティング体制
- ④ 経営の安定性、収益性
- ⑤ その他

ところで、認定基準として、② 販売実績・シェア、④ 経営の安定性といった事情を考慮することは、既存の比較的安定した中小製造業者の工業製品を認定することになり、それにより川崎ものづくりブランドの価値を一定程度の水準で維持するといった意義があることは否定できない。

しかしながら、反面、これらの点を重視すれば、新規の製品について、あるいは、新会社を設立して販売を計画している事業を援助することが困難となる。

ものづくりブランド事業は、新規事業を援助しようとする制度ではないが、そうであるからといって、新規事業や零細企業を排除することは「川崎ものづくりブランドの認定基準」が、本来、意図しているものではないと考える。

平成17年度川崎ものづくりブランドの審査の際、当該審査を担当する川崎ものづくりブランド認定委員会では、製品の販売実績がなくとも、その期待値が高ければ評価するとの運用方針を発表したが、それはあくまでも運用方針にすぎず、認定基準として明記されていない。

新規事業者による開発力と製作技術を評価して、同事業者による工業製品を認定しやすくするためには、経営の安定性やシェアといった現状追認だけでなく、期待値についての評価を明記すべきである。川崎市内における中小企業の多くは、国際競争力のある大手企業の下請けとして、輸送機械、電子機器、金属製品、精密機械など多岐の分野にわたり旺盛な事業を展開している。これらの企業のほか、これらに続く企業の育成を支援する形で運営していくべきである。

意見（1-7）「川崎ものづくりブランド」の認定基準について

川崎ものづくりブランドの認定基準としては、製品力、技術力の他に、販売実績・シェア、経営の安定性等を考慮することになっている。一般に販売実績等の乏しい新規事業者による事業も支援するためには、同事業者の工業製品に対する期待値についても考慮すべきである

川崎市内における中小企業の多くは、国際競争力のある大手企業の下請けとして輸送機械、電子機器、金属製品、精密機械など多岐の分野にわたり事業を展開している。これらの企業のほか、これらに続く企業の育成を支援する形で運営していくべきである。

よって、川崎ものづくりブランドの認定基準としては、販売実績・シェア、経営の安定といった評価項目だけではなく、工業製品に対する期待値についての評価を明記するほか、新規の起業者並びに独創性ある製品を作っている企業の育成を支援する形で運営されたい。

7 川崎市信用保証協会に対する出資比率算定方式の見直しの必要性について

川崎市信用保証協会は、信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日 法律第 196 号）に基づき設立された認可法人で、拠出された財産の組織すなわち財団に対して人格が付与されたものである。この財団を構成する財産を「基本財産」と称している。

基本財産は、出捐金および金融機関等負担金を合わせた基金並びに収支差額の累積された基金準備金によって構成されている。「出えん」という用語は、信用保証協会法に使用されている用語であり、出捐金は、基本財産に組み入れることを指定された寄付金的性格を有するが、同時に一定の範囲内で残余財産の分配請求権が法的に規定されており、出資金的性格をも有している。

ところで、包括外部監査の対象について、地方自治法（以下「自治法」という）第 252 条の 37 第 4 項は、「当該包括外部監査対象団体が出資しているもので第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの」について、「包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。」とし、これを受けて川崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 2 条第 1 項第 2 号は、「市が出資しているもので（地方自治）法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの」について、包括外部監査人が必要があると認めるときは、監査することができる」と定めている。

また、自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項は、自治法第 199 条第 7 項後段の法人について、「当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする」と規定している。

この規定に該当する出資団体は、包括外部監査の対象とすることができることになっている。

川崎市信用保証協会の基本財産は、平成 18 年 3 月 31 日現在、次の表(1-6)のとおりである。

表 (1-6) 川崎市信用保証協会の基本財産内訳表

(単位：千円)

項 目		金 額
川崎市出捐金	A	2,088,273
その他の出捐金	B	10
金融機関負担金	C	1,128,022
川崎市出捐金 金融安定化特別基金	D	254,602
基金準備金	E	5,998,564
基本財産計	F	9,469,471
川崎市出捐金 A + D	G	2,342,875
出捐金合計 A + B + D	H	2,342,885
$G \div F \times 100$ (%)		24.74%
$G \div H \times 100$ (%)		100.00%

基金準備金は主として過去の利益の留保金であり、持分としては、基本的には出捐者に所属するものと解されるところ、現状の川崎市の川崎市信用保証協会に対する出資比率は、川崎市出捐金 2,342,875 千円の基本財産の額に対する割合であると理解し、24.74%と算定している。その結果「包括外部監査の対象外である」という説明を受けた。

しかしながら、剰余金を基本財産に繰り入れることによって「市の出捐比率（出資比率）が 1/4 以下になる」という計算式は、成立しないものと解する。剰余金の繰り入れによって誰の出捐比率（出資比率）が高まるのか、計算上は比例配分であり、絶対額が増加することはあっても、持分に相当する出捐比率は変化しないはずである。

仮に出捐比率が低下するとして、出捐者ごとの比率の合計がどのようにして 100%となるのか、不明瞭になってしまう。いずれにしても、このような算式では、出資者の出資割合が 100%にならないことになる。

なお、定款の定めにより川崎市信用保証協会の役員である理事は、全員を川崎市長が選任することになっている。その意味では人事権を通して支配的影響力を有しているといえる。

参考として、以下の事項を検討してみることにした。

過去の行政事例に次のような事例がある。

○出資金の比率の算定時点（昭和 38. 5. 21. 自治丁行発第 42 号名古屋市総務部長宛 行政課長回答）

問 令第 161 条の 2（現行令では第 152 条）第 1 項に規定する法人の資本金における地方公共団体の出資金の比率は、当該出資の際の比率をいうのか。あるいは、各事業年度の書類を提出すべきときの比率をいうのか。（例えば、財団法人設立のため、基本財産の二分の一を市が出捐した場合、その後、剰余金を基本財産にくり入れるとする寄附行為の定めに従って基本財産が増額された場合には、市の出捐比率は二分の一にみたなくなるので、このような状態となったときは、経営状況説明書の提出を要しなくなるのか。）

答 後段お見込のとおり。

上記の実例は、民法（明治 29 年 4 月 27 日 法律第 89 号）第 34 条に基づく財団法人への寄付金について述べたものであり、信用保証協会法に基づいて設立された信用保証協会についての見解とは異なるというべきである。民法第 34 条に基づいて設立された財団法人への出捐は、正確には基本財産とすることを指定した寄付金を通称しているだけで、財団法人の残余財産分配請求権または支配権とは法的には結びつかない寄付金にすぎない、と解されている。

しかしながら、信用保証協会の場合は、信用保証協会法が、「出えん」という用語を条文内で使用し、出捐者が出資の範囲内で残余財産分配請求権を有する行為であることを定めている（信用保証協会法第 30 条）。また、同法は、出捐者に残余財産を分配した後になお残余財産が残る場合は、定款に特別の定めがない限り、その財産は国庫に帰属する旨を定めているが、「川崎市信用保証協会の定款は、それが川崎市に帰属する」旨を規定している。本来、出資という語句は、残余財産分配請求権を有する概念であり、それを民法の定める財団法人に無条件に適用するのは無理がある一方、信用保証協会においては、本来の意味での出資に近い意味で出捐が行われているので、残余財産分配請求権を有する出捐部分のみで出資比率を算定すべきと考える。

信用保証協会と民法第 34 条に基づく財団法人では法人の性格が異なることを踏まえ、信用保証協会の出資比率算定について、改めて総務省に照会するなど、適切な措置（出資比率の算定方式の確認）をとるべきである。

指 摘 (1-1) 川崎市信用保証協会に対する出資比率算定方式の見直しの必要性について

川崎市は川崎市信用保証協会に対する出資比率を 24.74% (川崎市出捐金÷基本財産の額×100%) と算定している。しかし、これは金融機関負担金および基本準備金を含めた基本財産の額を分母にして、川崎市の出資比率を算定したものである。

しかしながら、出資比率は、地方公共団体と出資団体との財政面を始めとする関係の濃淡に相関する比率であるべきで、利益剰余金組入れ分を含めた基本財産をベースに比率を算定するのは妥当性がないと考える。

持分関係からいえば、この利益に対する持分は出捐者の出捐割合に応じて配分されるべきものと解する。利益剰余金組入れ分を含めて算定すると、地方公共団体と出資団体の関係が不変であるにも関わらず、出資比率が減少していくという不合理な事態が生じる。また、信用保証協会法は、出捐者に対し、出捐金額を上限にして残余財産分配権があることを規定しており、出捐者について特別な権利を与えている。

出資比率は、残余財産分配請求権を有する出捐金部分をベースに算定されるべき数値であると考え。これを前提に再計算すると、ほぼ 100%となるので、自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項に定める「出資団体の非対象としたこと」について、見直すべきものと考え。

よって、出捐金部分を分母として算定すべきであると考え、当面の手続きとしては、信用保証協会の出資比率について、総務省に照会するなど適切な措置 (出資比率の算定方式の確認) をとられたい。

8 浅野町と大川町の会館運営事業の適切なあり方について

(1) 会館の概況について

浅野町工場会館（所在地：川崎区浅野町 1-4、敷地面積：1,238.01 m²、延床面積：935.74 m²、竣工：昭和 63 年 3 月 15 日）および大川町産業会館（所在地：川崎区大川町 9-2、敷地面積：1,299.99 m²、延床面積：808.44 m²、竣工：平成元年 3 月）は、ともに住工分離および臨海部への集積という川崎市の施策に賛同した企業群による工業団地への進出企業に対し、各種サポート機能を果たすために建設されたものである。

両会館は、以下の機能が期待されている。① 経営・技術等相談、② 情報提供、③ 研修、④ 異業種交流、⑤ 展示会、⑥ 福利厚生 の 6 点である。

(2) 市の負担金について

両会館は、川崎市の普通財産として位置付けられており、川崎市は、浅野町工業団地組合連絡協議会および大川町産業振興連絡協議会との間で普通財産貸付契約を結んでいる。しかし、現状、川崎市は、連絡協議会より納入されるべき普通財産貸付料および人件費等会館運営に関わる費用のうち、会議室使用料など独自収入で賄えない金額について、貸付収入額を限度額として負担金を交付している。この負担金を、川崎市は「浅野町大川町会館運営費」として計上している。

これらの関係は、次の表（1-7）および表（1-8）のようになっている。

表（1-7）平成 17 年度浅野町工場会館運営事業収支実績表

（単位：千円）

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
市負担金収入	9,553	会館賃借料	10,931
会議室使用料	304	人件費	2,062
その他収入	5,591	その他運営経費	2,455
合 計	15,448	合 計	15,448

表（1-8）平成 17 年度大川町工場会館運営事業収支実績表

（単位：千円）

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
市負担金収入	11,705	会館賃借料	12,456
会議室使用料	86	その他運営経費	5,900
その他収入	6,565		
合 計	18,356	合 計	18,356

つまり、極めて低い負担（使用料）で両協議会は、両会館を使用していることになり、特に大川町会館は賃借料の94%が市からの負担金収入で賄われている。

市の施策に賛同した企業群からなる協議会とはいえ、一般の営利企業の集団であり、会館使用料の大部分を川崎市が負担することについて、市民の視点から見て経済合理性があるとは言い難い。これらの企業が成長して、納税者や雇用主として、川崎市にどの程度貢献してくれると予測されているのか、経済合理性をよく判断して、実施していくべきものとする。

(3) 会館事業費への財産収入投入の合理的なあり方について

両会館とも、福利厚生施設としての意味合いが大きかったが、食堂が平成11年(浅野町)、平成14年(大川町)に撤退したことから、その存在意義が改めて問われることとなった。会議室の利用も以下に示すように極めて低調である。

平成17年度稼働率 ① 浅野町会館 5.3% ② 大川町会館 3.9%

両会館のあり方について、市は両協議会と断続的に協議を続けており、平成15年度には、両協議会に両会館の売却を申し入れたが、売却価額で折り合いがつかなかった。その後の協議は進んでおらず、会館運営（利用方法）のあり方について明確な方針が示されないまま、予算支出がなされている状態である。両会館が有効利用されている状況とはいえ、早急に改善すべきであるとする。

財産収入で負担していることでもあり、いつまで、また、どの程度まで市の財政で負担し続けていくのか、判断すべき時期にきているものとする。

(4) 会館の管理状態について

両会館の貸付契約書においては、貸付物件の数量として、面積および工作物一式とのみ記載されており、詳細図面および工作物リストは添付されていない。したがって、仮に両協議会から市に両会館が返却された場合、市は原状回復につき、相手側に請求できるかどうか、疑わしい契約内容となっている。

また、修繕の必要が出た場合、建物本体に附属する設備など大きな修繕は市の負担、床のタイルが剥がれたなど小さな修繕については協議会の負担、という市事務局からの説明であったが、明文の基準がなく、管理責任の所在が曖昧である。

早急に、原状確認ができる書類を整備するとともに、管理責任の分担を文書により確認しておくべきものとする。

以上の点から、原状確認のための書類整備および管理責任の文書化を早急に行うとともに、両会館のあり方につき、抜本的な改善策を速やかに実施すべきであるとする。

指 摘（1-2）浅野町と大川町の会館運営事業の適切なあり方について

浅野町工場会館および大川町産業会館は、ともに川崎市の施策に賛同した企業群による工業団地への進出企業に対し、各種サポート機能を果たすために建設されたものである。

現状、川崎市は、浅野町工業団地組合連絡協議会および大川町産業振興連絡協議会との間で普通財産貸付契約を結び、連絡協議会より納入されるべき普通財産貸付料および人件費等会館運営に関わる費用のうち、独自収入で賄えない金額について、貸付収入額を限度額として負担金を交付している。その結果、極めて低い負担（使用料）で両協議会は两会館を使用していることになっている。このようなことから、両協議会は、一般の営利企業の集団であり、市民の視点から見て経済合理性があるとは言い難い。

两会館のあり方について、市は両協議会と断続的に協議を続けているが、会館のあり方について明確な方針が示されないまま、予算支出が継続的に行われているのが実態である。

よって、会館の適切なあり方を、負担金の金額も含めて検討し、実行に移されたい。

また、两会館の貸付契約書においては、貸付物件の数量として、面積および工作物一式とのみ記載されており、市は原状回復につき、相手側に請求できるかどうか、疑わしい契約内容となっている。また、修繕の必要が出た場合、明文の基準がなく、管理責任の所在が不明確である。

そこで、早急に、原状を確認することができる書類を作成し、整理保存するとともに、管理責任の明確な分担を文書により確認できるようにしておきたい。

9 KBIC インキュベーション事業の成果還元について

かわさき新産業創造センター（以下「KBIC」という）では、川崎市からの委託事業として、川崎市産業振興財団により、平成 15 年度からベンチャー企業の創業・成長支援を行うインキュベーション事業が行われている。なお、平成 18 年度は、同財団が指定管理者として運営している。その事業費は、次の表（1-9）のとおりである。

表(1-9) KBIC インキュベーション関連事業決算金額

(単位：千円)

	歳 出	歳 入
	(運営事業費 + 新産業創造 支援事業費)	(使用料収入 + 国庫補助金)
平成 15 年度	76,061	76,342
平成 16 年度	80,585	86,036
平成 17 年度	79,999	84,399

KBIC では、入居企業は低廉な家賃でコンパクトなスペース（利用料 3,500 円/月・ m^2 (30 m^2 ~200 m^2)・3,000 円/月・ m^2 (15 m^2)、一室面積 15 m^2 ~200 m^2) を賃借でき、2 名のインキュベーション・マネージャー (IM) が配置されている。IM は、入居企業に対して、経営財務、マーケティング、技術開発等についての相談・指導を行っている。また、市内外の企業、NPO 団体、大学との情報交換などの交流機会を創出し、販路開拓支援も行われている。

平成 18 年 3 月末時点で、24 社の企業と 7 研究室が入居し、満室状態であり、退去企業があれば直ぐに埋まる状態が続いている。KBIC の入居期間は、スモールオフィスで 3 年、その他のラボで 5 年が原則である。

このような手厚い起業支援は、入居企業の事業拡大や企業化を通じて、新事業の創出、雇用機会の拡大を図ることに目的がある。

一方、事業開始から 3 年経過したに過ぎないが、その成果を振り返ると、支援事業開始以来平成 17 年度末までに退去した企業は 15 社あり、そのうち成長して手狭になったため退去した企業は 2 社のみである（その他の企業は業績不振によるものが主な理由）。この成長による退出企業 2 社は、渋谷区と相模原市に移転しており、川崎市内に定着していない。

すなわち、インキュベーション事業は、国民経済的に重要性があるとはいえ、川崎市において折角育成しておきながら、現状では成長した企業の受け皿が少ないのが実情である。神奈川サイエンスパーク (KSP) や空き工場が候補にはなり得るが、タイ

ミング良く入居できるとは限らず、現に上記 2 社は市外に転出してしまっている。仮に当該 2 社が多額の法人住民税を納税し、多数の雇用を創出するようになっても、川崎市はその恩恵を得ることはできない。

川崎市は、KBIC 入居企業が成長した場合の果実を受け取ることができる仕組みを検討していく必要があると考える。

意見（1-8）KBIC インキュベーション事業の成果還元について

かわさき新産業創造センター（以下「KBIC」という）では、平成 15 年度からベンチャー企業の創業・成長支援を行うインキュベーション事業が行われている。

KBIC が行っている手厚い起業支援は、入居企業の事業拡大や企業化を通じて、新事業の創出、雇用機会の拡大を図ることに目的がある。3 年間の事業の成果を振り返ると、成長して手狭になったため退去した企業は 2 社のみである。この成長による退出企業 2 社は、渋谷区と相模原市に移転しており、川崎市内に定着していない。

現状から判断すると、成長した企業の受け皿が整備されていないために、他の地域に転出しているのが実情である。その結果、仮に、成長した企業が多額の法人住民税を納税し、多数の雇用を創出するようになっても、川崎市はその恩恵を得ることはできない、ということになる。

よって、川崎市は、KBIC 入居企業が成長した場合の果実を受け取ることができる仕組みを検討し、確実に実行されたい。

＜補助事業に関する指摘と意見＞

10 都市型農業の現状を踏まえた重点的施策の実施について

川崎市内の農業は、都市化の進展に伴う農家の兼業化、相続税問題など厳しい営農状況にある中で農地・農家の減少が続いているが、また、一方で、安全・安心な農産物の供給や農業体験など農業・農地に対する市民ニーズ・期待の高まりなどが見られる。

川崎市は、このような社会状況の変化を踏まえ、平成 17 年 3 月に新たな農業振興計画としてかわさき「農」の新生プランを策定している。

このプランの基本的な考え方は、「農業」から「農」への発展であり、農業・農地の役割を、① 農産物の供給、② 土・緑の空間としての環境保全機能、③ 農体験を通じたレクリエーション・学習機能などとし、市民生活の向上の視点から「農」の持つ多面的な価値を再評価しているものである。

これまでの経済的機能だけを意味しがちな「農業」施策から、市民に潤いと安らぎをもたらす多面的な機能、公益的な役割を果たす農業・農地を「農」と捉え、多くの市民が「農」のある市民生活が享受できるような観点から「農」の施策への発展を図るものとして、市民ニーズ・期待や農業者の意向を踏まえながら、「農」のある風景など、「農」の持つ新たな要素を加えながら、統合的な施策の転換を図っていくものとしている。

今後の基本施策の展開方向として、以下の諸点を掲げている。

① 「市民とつくるかわさき農業」の振興

食の安全・安心や資源循環をめざす環境保全型農業や地域循環型農業の推進

「農産物ふれあい市」の開催、直売所の拡充など地産地消の推進

② 「農」に親しむ仕組みの確立

農文化・イベントの承継・充実、食農教育の実施、市民農園の拡充、援農ボランティアの育成など

③ 「多面的な機能を発揮する都市農地」の保全と活用

「農」のある風景の保全、黒川地区農業公園づくり事業等農業振興地域活性化の推進など

④ 推進体制の確立

かわさき「農」の新生プラン推進会議の設置・運営

その施策のひとつとして川崎市は、都市型農業の現状を踏まえ「かわさき農産物ブランド」を育成している。

そのために、

ア 市民・消費者に向けた広範囲の流通・販売

イ 各種イベントでの販売・PR活動
を行っていくことにしている。

かわさき農産物ブランド事業は、市内の優れた農産物をブランド化することにより、「消費の拡大」を図るとともに「生産者（農家）の経営の安定」を目指していくものである。そこでは、これらの施策目標が「どの程度達成しえているか」という観点からの評価が重要になっている。

平成 17 年度版「産業行政概要」（平成 17 年 9 月発行）によると「農業の概要」（P. 93）は、次の表（1-10）のようになっている。

表（1-10）農家等の概要一覧表（2000 年農業センサス平成 12 年 2 月 1 日現在）

農家数	販売農家数	自給農家数	総農家数
	918 戸	577 戸	1,495 戸

農家年齢別世帯員数	40 歳未満	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	合計
	2,943 人	931 人	881 人	2,465 人	7,220 人

農業就業人口 (販売農家)		40 歳未満	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	合計
	男性	170 人	143 人	137 人	644 人	1,094 人
	女性	183 人	182 人	201 人	635 人	1,201 人
	合計	353 人	325 人	338 人	1,279 人	2,295 人

農産物販売金額 規模別農家数 (販売農家)	300 万以下	～500 万以下	～700 万以下	～1 千万以下	1 千万以上
	611 戸	119 戸	85 戸	48 戸	55 戸

先にも触れたように、川崎市は、都市型農業の現状を踏まえ「市民とつくるかわさき農業振興」施策のなかで、「かわさき農産物ブランド」を育成していくものとしている。また、担い手の育成、農業従事者の経営の安定の確保という施策目標を掲げている。

しかし、上記に示した表（1-10）に見られるように販売農家数は、わずかに 918 戸である。また、販売農家といっても売上のない農家（43 戸）があり、1 年間の売上（出荷額）が 100 万円以下の農家が 309 戸（上記の 43 戸を含む）もあり、全体の 33.7% を占めている。300 万円以下の農家は 611 戸で 66.6% となっている。

このように全販売農家の 2/3 が 1 年間の売上が 300 万円以下である。この数字はあくまでも売上（出荷額）であって、純収入（所得）ではない。重要なことは多くの農業者が意欲を持って市民ニーズや期待に応える農業経営を行い、農業所得の向上に努めることである。

まず「経営の安定」という標語の意味する内容を具体的に示す必要がある。農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日 法律第 65 条）に基づく川崎市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」においては、効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者）の指標として、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの年間所得に相当する年間農業所得（1 個別経営体当たり 700～800 万円程度）および年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 1,800～2,000 時間程度）の水準を実現する認定農業者制度を掲げている。

それは、一定の生活水準を維持していける水準であるが、販売農家全体の営農目標となっているとは言いがたい面もあることから、川崎市として「目標の設定」を示し、さらに、その達成に向けた「具体的な施策」を明らかにしていく必要があると考える。

農業就業人口（販売農家）に占める 60 歳以上の農業従事者が 1,279 人（内女性 635 人）に達していて、全農業従事者 2,295 人（同上）の 55.7%を占めている。新規の農業従事者が期待できない社会的環境にある中で、近い将来、他の産業（職業）に比較して、より一層速く、高齢化が進んでいくものと想定されている。

とくに 70 歳以上の農業従事者が 721 人（内女性 335 人）であって、これらの農業従事者は、近い将来、第一線から退いていくことが予想されているので、新規の農業従事者の参入や市民の農業参加が強く期待されなければならない状況下にあるものと理解すべきである。したがって、環境保全型農業、地産地消、農業体験など市民ニーズ・期待に応えることが「経営の安定」につながる都市型農業が求められているものとする。

そのためにも付加価値のある「かわさき農産物ブランド」を含む地場産農産物を身近で購入できる直売所の充実を図るとともに、地域特産農産物の育成、開発並びに知名度の向上が必要になってきているといえる。

現在、川崎市内の農産物ブランドとして、多摩川ナシ（一部の人々には人気が高い）、トマト、キュウリ、キャベツ等幾つかの農産物が挙げられているが、神奈川県民はもとよりのこと川崎市民の多くの人びとにも「よく知られている」にはいたっていない。ナシは「多摩川ナシ」として冠が付されているが、トマトやキャベツには冠がついて知られるまでにはなっていない。生産量が少ないこともあって、直売所や市場を経由して広く消費者の手に届いていないことにも理由があると考えられる。

最近の日本人は、食の世界に対しては比較的強い関心を向けており「安全で、安心して食べられる美味しいもの」を希求しているといえる。したがって、たとえば、「多摩川ナシ」などについても、減農薬・減化学肥料栽培による安全・安心の提供などが

PRされ、より「付加価値のある果実」として、多くの消費者に受け入れられるならば、一層、農業従事者にとって、生産する甲斐（価値）のある農産物になると考える。

こうしたことから、今後、以下の諸点に重点をおいた施策の実行が必要であると考える。

- ① 農業従事者の意欲的な取り組みを支援する観点から、補助事業を見直すこと
- ② 担い手としての農業従事者の「経営の安定」をめざす認定農業者制度を広くPR・普及するとともにその目的達成に向けた具体的な施策を明らかにすること
- ③ 学校給食への地場産農産物の供給など市民・消費者のニーズに積極的に応えることができる農業従事者を育成するなど、営農意欲のある農家の経営力強化のための支援を拡充していくこと
- ④ 新しい品種や栽培技術を開発し、付加価値のある「かわさき農産物ブランド」としての農産物の需要創出を図ること

意見（1-9）都市型農業の現状を踏まえた重点的施策の実施について

川崎市は、都市型農業の現状を踏まえ「かわさき農産物ブランド」を育成していくものとし、また、担い手の育成、農業従事者の経営の安定の確保という施策目標を掲げている。しかし「かわさき農産物ブランド」としての農産物が必ずしも十分に育成されているわけではなく、また、たとえば、ごく一部の人たちにしか知られていない「多摩川ナシ」についても、その知名度の向上が必要であるといえる。

よって、今後、以下の諸点に重点をおいた施策を実行されるよう計画化されたい。

- ① 農業従事者の意欲的な取り組みを支援する観点から、補助事業を見直すこと
- ② 担い手としての農業従事者の「経営の安定」をめざす認定農業者制度を広くPR・普及するとともにその目的達成に向けた具体的な施策を明らかにすること
- ③ 学校給食への地場産農産物の供給など市民・消費者のニーズに積極的に応えることができる農業従事者を育成するなど、営農意欲のある農家の経営力強化のための支援を拡充していくこと
- ④ 新しい品種や栽培技術を開発し、付加価値のある「かわさき農産物ブランド」としての農産物の需要創出を図ること

11 補助金等の評価制度の充実化について

地方自治体の支出の中には、「補助金」「交付金」「負担金」「奨励金」などの名称で、公益上必要があると認めた事業等を育成・助長する目的で、対価（反対給付）なくして支出するものがある。厳密にはそれぞれ性質の異なる部分もあるようだが、ここでは、これらの支出を一括して「補助金」と呼ぶことにする。

補助金の源泉は国民の税金であるため、交付された補助金は、使途目的に従って経済的、効率的に実行されていく必要があるが、一度支出すると既得権化し、以後、削減に対しては、強い抵抗が発生することが多い。

近年、我が国の農業関係への「補助金行政」に対し、以下の批判がみられるところである。

① 無駄もしくは不効率

補助金の対象事業が、地域住民にとって「どれほどの効果があったのか」ほとんど不明瞭であること

② 適切な評価に基づく事業の選択の必要性

補助事業が公平・平等の名の下に、細分化されて執行され、事業評価に基づく優先度の検討を経た事業の選択が行われているとは限らないこと

③ アフターケアもしくは保全・維持の欠落

補助金が、交付され、作りっぱなしのいわゆる「箱物行政」があるために、有効に利用するというソフト面を充実させていく必要があること

限られた財源を有効に活用し、これらの批判に答えるためには、計画の段階から費用対効果分析を行って、効果がみられないものもしくはその効果が低いものについては、補助金交付の対象としないことなどが、行政上の判断として求められるところである。

また、補助事業を経済的・効率的・有効的なものとしていくためには、補助金見直しの取組指針を設定し、定期的・組織的に検討する必要がある。補助事業の経済性、効率性、有効性を確保するために、たとえば、一定規模以上の補助事業については新たに事業に着手する前に、その必要性や事業効果などの評価を行い、事業成果の事後的検証についても定期的の実施するなど、評価制度の充実を図るべきである。

評価すべき事業は、いろいろあると思われるが、ここでは以下の事業を事例に取り上げて評価のあり方について、触れていくことにする。

川崎市は、花と緑の市民フェア実行委員会を通じて、市民の方々に花と緑に親しんでもらい、潤いのある生活また快適な街づくりを推進することを目的とした「花と緑の市民フェア」を昭和 45 年から、毎年、実行してきている。初期の頃は「川崎市園芸まつり」の名称で春季大会を中原区の等々力緑地で、秋季大会を川崎区の富士見公園で、年 2 回実施していたが、昭和 59 年に名称を現行の「花と緑の市民フェア」に

変更し、平成 13 年以降は春季大会のみの年 1 回実施とし、現在に至っている。

実に 35 年にわたる息の長い事業である。それなりに市民に親しまれてきた事業である。実績としては、入場者数、たまご販売、野菜即売、その他幾つかの催事ごとに前年と比較した一覧表「花と緑の市民フェア開催実績表」を作成している。

しかし、実施計画については、実行委員会等で内容を検討しているが、計画段階の数値を作成していない。したがって、計画と実績との比較がなく、差異の分析もしていない。そのため、次年度の計画において「改善すべき事項の報告書」も提出されていない。この長い間に、入場者の世代交代も行われてきたであろうし、特に若い世代の関心がある事項（催事の内容・方法や形態）も変化してきているはずである。

直近では平成 15 年度に来場者アンケートを実施しており、結果をもとに催物や広報の充実に努めているものの、市民のイベントに対する要望は常に変化しており、今後定期的な事業効果の確認や市民の意向調査を実施し、事業に反映させていく必要がある。

最近 5 年間の川崎市の補助金（負担金）は、次の表（1-11）のようになっている。

表（1-11）最近 5 年間の補助金（負担金）支出額一覧表

（単位：千円）

	事業費総額	負担金総額	負担金割合（%）
平成 13 年度	3,532	2,100	59%
平成 14 年度	3,472	2,100	60%
平成 15 年度	3,729	1,700	46%
平成 16 年度	3,218	1,700	53%
平成 17 年度	2,941	1,800	61%

（注）負担金割合は、事業費総額に対する川崎市の負担金支出額の割合である。

平成 17 年度は、平成 17 年 5 月 27 日（金）から 5 月 29 日（日）までの 3 日間、川崎市等々力緑地・催し物広場で開催された。ところで、本件事業に対する「花と緑の市民フェア 監査報告書」の作成日が平成 18 年 1 月 11 日になっている。平成 12 年までは、春と秋の 2 回、開催してきたこともあって、監査報告書の作成日が翌年になっていたのである。

最近 5 年間の「花と緑の市民フェア事業実績報告書」の提出日と監査報告書の作成日並びに川崎市側の確認日は、次の表（1-12）のようになっている。

表（1-12）最近 5 年間の事業報告一覧表

	事業実績報告書の 提出日	監査報告書の 作成日	市の事業実績報 告書の確認日
平成 13 年度	平成 14 年 3 月 25 日	平成 14 年 3 月 11 日	平成 14 年 3 月 25 日
平成 14 年度	平成 15 年 3 月 11 日	平成 14 年 12 月 6 日	平成 15 年 3 月 11 日
平成 15 年度	平成 16 年 3 月 30 日	平成 16 年 1 月 8 日	平成 16 年 3 月 31 日
平成 16 年度	平成 17 年 3 月 16 日	平成 16 年 12 月 11 日	平成 17 年 3 月 17 日
平成 17 年度	平成 18 年 3 月 22 日	平成 18 年 1 月 11 日	平成 18 年 3 月 24 日

平成 17 年 5 月 29 日（日）に終了しているこの事業に対する監査報告書の作成日が平成 18 年 1 月 11 日になっているのは遅すぎる。

指 摘（1-3）補助金等の評価制度の充実化について

川崎市は、花と緑の市民フェア実行委員会を通して「花と緑の市民フェア」を実行している。この事業に対して監査報告がされているが、いくつかの問題点があった。

まず、計画段階の数値を作成していない。したがって、計画と実績との比較がなく、差異の分析もしていない。そのため、次年度の計画において「改善すべき事項の報告書」も提出されていない。また、アンケート調査を実施するなど市民の声を聞く努力をしていない。

また、監査報告書が実行日より大変遅い時期に提出されている。

以上のようなことから、以下のような改善すべき事項があるものとする。

- ① 評価方法、目標設定が明確でないこと
- ② 補助金に対しての有効性を評価するという観点が低く、有効性を評価するための成果の確認も一部しか行われていないこと
- ③ 少額補助金の一部については、その効果に疑問があること
- ④ 監査報告書を事業実施後、比較的早い時期に提出すること

よって、補助事業の経済性、効率性、有効性を確保するために、たとえば、一定規模以上の補助事業については、新たに事業に着手する前にその必要性や事業効果などの評価を行い、また、事業成果の事後的検証（事後評価）についても定期的に実施するなど、評価制度の充実を図られたい。

さらに、監査報告書の提出も早められたい。

12 補助金の審査手続の統一性と充実化について

川崎市における補助金に関する手続きは「川崎市補助金等の交付に関する規則」（以下「規則」という）によると、次のようになっている。

- ① 補助金交付の申請手続き（規則第3条）
補助金等の交付を受けようとする者は、必要事項を記入した申請書および添付書類を市長に提出する。
- ② 補助金交付の決定・通知（規則第4条、5条、6条）
市長は補助金等の交付の申請内容を調査し、補助金等を交付すべきと認めるときには、補助金交付決定通知書により交付の決定を通知する。
- ③ 実績報告（規則第11条）
補助事業者等は事業の遂行後実績報告書により実績報告を行う。
- ④ 補助金額の確定（規則第12条）
市長は実績報告の内容が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しこれを通知する。

川崎市は、補助金の交付に際して交付案件ごとに「要綱」を定めて、対処している。この要綱は規則の定めに従い作成するものとされ、また、補助金を交付するに当たって必要な事項を定めるものとしている。

たとえば「川崎市環境保全型農業推進事業補助金交付要綱」においては、第4条および第5条に、以下の定めを置いている。

第4条（交付の申請）

川崎市環境保全型農業推進事業補助金交付申請書に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

第5条（交付の決定）

内容を審査し適正と認められた者に対して、交付決定通知書によりその旨申請者に通知するものとする。

しかし、必要な書類として、どのようなものを求めているのか、明白な記述がされていない。また、内容審査の手続書（審査マニュアル）が用意されていない。

1件ごとの補助金申請に対してチェックを実施していると、説明を受けているが、以下のような問題点があるものとする。

補助金について、① 申請書類の確認、② 内容審査の結果判定、③ 交付決定額の確定並びに④ 用途の確認に関する書類が整理されていない。また、審査マニュアルが用

意されていないため、担当者によって審査等の手続きの精粗にばらつきが出てくる可能性が高いといえる。

したがって、確認等の手続きについて、確認・審査等の手続きをしたものが誰か、いつ実施したかについて記載した書類を作成し、整理・保存しておくことによって、補助金交付に関する一連の手続きが適正に行われていること並びに組織上の責任を明確にしておく必要があるが、必ずしも十分に実施状況が記録されていないケースがあった。

そのため、

- ア いつ (時期)
- イ 誰が (担当者名)
- ウ どこで (確認場所)
- エ なにを (確認対象)

を確認したかを明確にし、

- オ 結果 (補助金交付決定)

を記載しておくことが必要と考える。

さらに、交付された補助金が適正に使用されていることを確認した書類を作成し、整理・保存しておくことによって、一連の手続きが適正に行われていることを、後日、確認できるようにしておくべきである。

指 摘 (1-4) 補助金の審査手続の統一性と充実化について

川崎市における補助金に関しては「川崎市補助金等の交付に関する規則」(以下「規則」という)が定められている。その上で、補助金の交付にさいして交付案件ごとに「要綱」を定めて、対処している。この要綱は規則の定めに従い作成するものとされ、また、補助金を交付するに当たって必要な事項を定めるものとしている。

一つの事例としての要綱には、提出を求めている必要書類の具体的な記述がなされおらず、また、内容審査の手続書(審査マニュアル)も用意されていなかった。

確認等の手続きについて、確認・審査等の手続きをしたものが誰か、いつ実施したかについて記載した書類を作成し、整理・保存しておくことによって、補助金交付に関する一連の手続きが適正に行われていること並びに組織上の責任を明確にしておく必要がある。

よって、担当者によって審査等の手続きの精粗にばらつきが出てこないように審査マニュアルを作成し、十分に利用できるようにされたい。

また、補助金の交付等に関する一連の手続きが適正に行われていることを、後日、確認できるように必要事項を記載した書類を作成し、整理・保存しておくようにされたい。

13 少額補助金の整理統合（廃止を含む）およびコスト意識を持った交付のあり方について

(1) 出荷推進対策事業に関連して

川崎市は、平成 16 年度・平成 17 年度に出荷推進対策事業として事業費 15,994 千円（平成 16 年度）および 13,192 千円（平成 17 年度）をもって、市内産の野菜および花きを市民へ供給するため、川崎市中央卸売市場への出荷促進を図るとともに、変動の激しい生鮮野菜の価格安定のために、以下の事業を行っている。

① 出荷奨励事業

この事業は、野菜生産農家が市内中央卸売市場に出荷した野菜の全品目につき、出荷奨励金として、出荷額の 5%の額を交付するというものである。

ア 平成 16 年出荷奨励金額（40 組合） 13,877 千円（1 組合平均 347 千円）

イ 平成 17 年出荷奨励金額（39 組合） 12,173 千円（1 組合平均 312 千円）

また、花き生産農家に対しては、市内中央卸売市場に出荷した花きの全品目につき、出荷奨励金として、出荷額の 3%の額を交付するというものである。

ア 平成 16 年出荷奨励金額（4 組合） 1,197 千円（1 組合平均 299 千円）

イ 平成 17 年出荷奨励金額（4 組合） 940 千円（1 組合平均 235 千円）

② 価格補償事業

この事業は、市内の野菜生産農家が市内中央卸売市場に出荷した野菜のうち、コマツナ、シュンギク、ハウレンソウ、タカナ、エダマメ、ブロッコリーの 6 品目を対象に補償基準を下回った場合、基準価格の 25%を限度として価格補償するというものである。

ア 平成 16 年補償総額 920 千円

イ 平成 17 年補償総額 79 千円

この事業では、奨励金もしくは補償金の支払いは、四半期ごとに精算している。

セレサ川崎農業協同組合（以下「農協」という）の「川崎市出荷推進対策事業出荷奨励金交付申請書（野菜）」（平成 17 年 1 月～3 月）分について、内容を調査すると 34 件の出荷件数が報告されているが、出荷額が 10,000 円以下のものが 3 件ある。この 3 件に対しては、出荷奨励金はない。そして、出荷奨励金額が 20,000 円以下のものが 9 件ある。

農家や市場の事務処理（執務コスト）並びに農協と市の担当者の審査・申請・支払い（交付「市」と配布「農協」）に必要とされる事務処理（執務コスト）を考慮すると少額な補助金について、どれ程までのコストを掛けて実施していくべきか十分に検討すべきである。というのは、かえって補助金よりも事務処理コストのほうが上回っている可能性があると思われるからである。

金銭を受領する農家にとって、たとえば 20,000 円以下の補助金がどれ程までの有難

みをもって受け取られているのであろうか、よく検討してみる必要がある。補助金制度の農政に対する効果（本件政策「事業」の費用対効果）を評価する必要がある。

(2) 農業用施設等特別奨励事業に関連して

この事業は「都市農業の推進」と「農地の保全」を図ることを目的とし、農業用に供している園芸・畜産施設等につき、奨励金を交付するというものである。

表（1-13）農業用施設等特別奨励事業補助一覧表

（単位：人、千円）

所在地区	農業用施設等	登録人数(延べ人数)		奨励金額(千円)	
		平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度
生産緑地地区・市街化調整区域	温室	46	46	2,350	2,274
	畜産用施設・用地	10	10	152	152
	農業用協同利用施設・用地	9	9	140	140
生産緑地地区以外の市街化区域	温室・用地	12	12	264	424
	畜産用施設・用地	19	16	896	858
	農業用協同利用施設・用地	—	—	—	—

「川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱」第8条によれば「奨励金の交付を受けようとする者は、農業用施設等特別奨励金交付申請書（第4号様式）を当該年度の11月末までに、農協を経由して市長に提出しなければならない。」とされている。

また、農業用施設等特別奨励金交付の申請書には、

- ① 当該年度の固定資産税搭載証明書
- ② その他市長が特に必要と認める書類

を添付しなければならない。

以下に示すように一般的に少額と思われる「農地の固定資産税」に対する補助金が支給されている。

補助金は、以下の2つの類（地区の分別）に対して交付されることになっている。

- ① 生産緑地地区または市街化調整区域

登録農業用施設等の当該年度における固定資産税の3分の2相当額以内

- ② 生産緑地地区以外の市街化区域

登録農業用施設等の当該年度における固定資産税の2分の1相当額以内

「平成17年度農業用施設等特別奨励事業奨励金交付証明書」によると①奨励金（生産緑地・市街化調整区域）、②奨励金（宅地化農地）に分かれていて、以下に示すような少額（20,000円以下）の奨励金が交付されている。

- ① 奨励金（生産緑地・市街化調整区域） 14 件（平成 17 年度）
- ② 奨励金（宅地化農地） 11 件（平成 17 年度）

なお、事業費の総額は、平成 16 年度が 3,802 千円、平成 17 年度が 3,848 千円であった。交付申請のつど固定資産税登載証明書等の発行依頼をし、また、その他の書類を用意しなければならない。

農家や市場の事務処理（執務コスト）並びに農協と市の担当者の審査・申請・支払い（交付「市」と配布「農協」）に必要とされる事務処理（執務コスト）を考慮すると少額な補助金について、どれ程までのコストを掛けて実施していくべきか十分に検討するべきである。というのは、かえって補助金よりも事務処理コストのほうが上回っている可能性があると思われるからである。

意見（1-10）少額補助金の整理統合（廃止を含む）およびコスト意識を持った交付のあり方について

川崎市は、出荷推進対策事業として市内産の野菜および花きを市民へ供給するため、川崎市中心卸売市場への出荷促進を図るとともに、変動の激しい生鮮野菜の価格安定のための事業を行っている。内容を調査すると 34 件の出荷件数が報告されているが、出荷額が 10,000 円以下のものが 3 件ある。この 3 件に対しては、出荷奨励金はない。そして、出荷奨励金額が 20,000 円以下のものが 9 件ある。

また、農業用施設等特別奨励事業に関連しては「都市農業の推進」と「農地の保全」を図ることを目的とし奨励金を交付している。

この事業においても少額（20,000 円以下）の奨励金が奨励金（生産緑地・市街化調整区域）14 件と奨励金（宅地化農地）11 件に支払われている。

農家や市場の事務処理（執務コスト）並びに農協と市の担当者の審査・申請・支払い（交付「市」と配布「農協」）に必要とされる事務処理（執務コスト）を考慮すると、かえって補助金よりも事務処理コストのほうが上回っている可能性があると思われる。

よって、少額の補助金等について受領者の満足度等並びに事務処理コストをも考慮した費用対効果を評価し、とくに少額（たとえば 20,000 円以下）の補助金については廃止するなど、事務の効率化を図られたい。

14 公衆浴場経営安定等補助金の効果を見据えた支給について

平成 17 年度の川崎市公衆浴場経営安定等補助金の額は、34,290 千円であり、その内訳は、次の表（1-14）のとおりである。

表（1-14）川崎市公衆浴場経営安定等補助金内訳表

（単位：千円）

経営安定補助金	9,180
利用者促進事業補助金	1,000
設備整備補助金	11,977
水道料金補給金	9,162
下水道料金補給金	2,971
合 計	34,290

① 経営安定補助金

経営安定補助金は、市内の公衆浴場営業者の経営維持に要する経費の一部を補助するもので、1軒当たり年額108千円を支給するものである。

② 設備整備補助金

設備整備補助金は、市内の公衆浴場の設備の整備（給水湯設備、内装設備整備、外装設備整備等）およびその整備に直接付帯する工事に要する経費の一部を補助するもので、一営業者につき1,500千円を限度に補助するものである。

③ 利用者促進事業補助金

利用者促進事業補助金は、市内の公衆浴場営業者が公衆浴場の利用の促進を目的として、川崎浴場組合連合会を通じて実施する広報事業の経費の一部を、年額1,500千円を限度として、一括して川崎浴場組合連合会会長に交付するものである。

④ 水道料金補給金

水道料金補給金は、市内の公衆浴場営業者が支払う公衆浴場用水道料金を、各公衆浴場につき基本水量10m³を超えた超過水量に1m³当たりの補給単価9円を乗じて算出した金額を補助するものである。

⑤ 下水道料金補給金

下水道料金補給金とは、市内の公衆浴場営業者が支払う公衆浴場用下水道料金を、各公衆浴場につき基本水量10m³を超えた超過水量に1m³当たりの補給単価3円を乗じた金額を補助するものである。

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」（昭和56年6月9日 法律第68

号) 第3条は「国および地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。」と定めている。また、旧自治省や旧厚生省から「公衆浴場に係る固定資産税の軽減について」(平成12年4月)に関し通達が為されている。

こうしたことを受けて神奈川県以外の市は公衆浴場業者の「固定資産税の減免」を行っている。しかし、川崎市の事業者の多くは、土地建物の所有者である割合が低かったため、川崎市は減免に代えて補助金として支給することとしたという経緯がある。

上記補助金のうち、平成17年度は川崎浴場組合連合会のPRを目的としたホームページの作成やお風呂カレンダーの作成等に充てられた「利用者促進事業補助金」や「設備整備補助金」は、経営努力を促進する効果があるものとする。しかし、経営状態の良し悪しにかかわらず一業者に対し一律に108千円を交付する経営安定補助金は、その目的とする「経営の安定化」の観点からみて存在意義(交付の趣旨)は小さいものとする。経営改善の努力をしたもの、もしくは成果がもたらされる経営姿勢に対して交付すべきものとする。

行政の補助金支給のあり方として、「将来の自立を促す支援」にシフトしている傾向にある。しかし、一律支給方式は、この主旨には必ずしも適合しているとはいえない。したがって、とくに経済局による補助金の支給としては、(ア)自立支援、(イ)将来の雇用創出、(ウ)税収確保の観点から検討されるべきである。

公衆浴場、いわゆる銭湯は、江戸時代の浮世風呂にあるように地域社会の交流の場としての機能を持つものであり、コミュニティ機能の促進、多目的化など比較的広いスペースを利用して、より多くの人たちが参加(入場)できるように、いろいろと工夫する余地はあると考えられる。最近、流行しているスーパー銭湯が賑わいをみせているように、市民の眼に向けた改善努力をしていくべきものとする。

一方、昨今の石油の高騰による燃料代の値上がりが公衆浴場経営に影響を与えている側面は否定できず、その目的に限った暫定的な支援もありうる。しかし、固定資産税減免の代替として一律支給している従来の経営安定補助金は見直すべきである。

また、内風呂率の増加や経営者の高齢化等により、土地建物のオーナー以外の経営者の廃業が、平成に入って次の表(1-15)のように進んでいる。

表（1-15） 市内浴場数の変化の状況比較表

	市内浴場数	土地自己所有比率	建物自己所有比率
平成元年	152	27%	48%
平成 15 年	95	74%	89%
変化の状況	△57	47%	41%

したがって、土地建物の所有者比率が低く、固定資産税減免の効果がないという根拠は薄くなっている。公衆衛生の確保を目的とする支援策について、併せて見直すべきである

意見（1-11）公衆浴場経営安定等補助金の効果を見据えた支給について

平成 17 年度の川崎市公衆浴場経営安定等補助金のうち経営状態の良し悪しにかかわらず一営業者に対して一律に 108 千円を交付している経営安定補助金は、その目的とする「経営の安定化」の観点からみて存在意義は低いものとする。

行政の補助金支給のあり方として、将来の自立を促す支援にシフトする傾向にあり、ことに経済局の補助金としては、（ア）自立支援、（イ）将来の雇用創出、（ウ）税収確保の観点から行われるべきであるとする。

よって、見直しされることもなく、継続的に支給され既得権化している従来の経営安定補助金の支給については、経営の安定という本来の目的に立ち戻って、固定資産税の減免を含めて再考されたい。

15 川崎市商店街共同施設補助金と駐車場施設・駐輪場施設等の補助金の有効な活用について

「川崎市商店街共同施設補助金交付要綱」（以下「補助金要綱」という）の第1条によれば、川崎市の商店街が行う共同施設等の整備事業に対して、補助金を交付することによって商店街の振興育成を図ることが「補助事業」の目的である。

その補助対象施設等の中には、商店街の法人団体または任意団体が、組合の多数または一般公衆の利便を図るために設置する施設がある。過去10年間では、街路灯、アーチ・アーケード補修、特殊自動車の取得等に多くの補助金が交付されている。

ただし、基本補助率（25%以内）よりも高い優遇補助率（30%以内）が適用されることになっている駐車場施設・駐輪場施設等の事業に対しては、補助金を申請している実績がなかった。

商店街が駐車・駐輪施設の建設に積極的に対処してこなかった理由としては、たとえば、下記のような事項が考えられる。

- ① 駐車・駐輪施設にはスペースの確保が前提となるが、商店街の近隣でのスペース確保はコスト高となり、結果的に駐車・駐輪施設の建設には消極的とならざるを得ないこと
- ② 駅前商店街では、駅利用者の駐輪が問題となっているのであり、商店街に駐輪施設を造っても営業上のメリットがないこと

この制度は神奈川県「商店街施設整備事業（補助）」との協調補助になっており、補助条件等も県補助と整合しており、駐輪・駐車場施設の補助を希望する商店街は、川崎市から30%以内、神奈川県から30%以内、合計60%以内の補助が受けられる仕組みになっているので、川崎市としては実績の如何に関わらずメニューを用意しておく必要があるとのことだが、他よりもインセンティブをつけて高い補助率を適用しているなら、周知の徹底を図り補助の活用を促すべきである。

商店街の振興育成を図ることを目的とした、商店街の利便性向上施設としての駐車場・駐輪場施設の設置については、補助制度のPR等を積極的に実施して、この補助事業の効果が発揮できるようにしていくべきものとする。

また、都市部における駐車場・駐輪場施設は、法人・任意団体の組合員のための公益施設であるというよりは、一般公衆の利便を図るために設置されるべき公共施設に近いものとする。交通の渋滞がひどいために、その緩和ひいては運輸時間・コスト削減（経営改善、生産性向上等）、大気汚染解消等に資するためにも、駐車場・駐輪場施設の増設は都市におけるインフラ整備には必須不可欠・喫緊の課題であるので、駐車場・駐輪場施設の整備について川崎市として積極的に取り組んでいくべきものとする。

意見（1-12）川崎市商店街共同施設補助金と駐車場施設・駐輪場施設等の補助金の有効な活用について

「川崎市商店街共同施設補助金交付要綱」（以下「補助金要綱」という）の第1条によれば、川崎市の商店街が行う共同施設等の整備事業に対して、補助金を交付することによって商店街の振興育成を図ることが「補助事業」の目的である。

ただし、基本補助率（25%以内）よりも高い補助率（30%以内）「川崎市 30%以内、神奈川県 30%以内、合計 60%以内の補助率」によって優遇されている駐車場施設・駐輪場施設等に対しては、補助金申請の実績がなく、まったく利用されていない。

よって、商店街の振興育成を図ることを目的とした、商店街の利便性向上施設としての駐車場・駐輪場施設の設置については、補助制度のPR等を積極的に実施して、この補助事業の効果が発揮できるよう、川崎市として積極的に取り組まれない。

16 川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金制度における補助金交付の適切な措置について

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金は、川崎市における中小企業等の研究開発力の向上を図り、新産業の創出を促進することを目的としている。このため、その補助を受けるための要件としては、以下の事項がある（川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第6条）。

- ① 大学等と共同で新製品等の研究開発を行おうとする中小企業であること
- ② 市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- ③ 市民税を滞納していないこと

平成15年度に、A株式会社から「インターネット上で利用できるデータマイニング技術をベースとしたレコメンドシステムの開発」を補助対象事業とする補助金の交付申請がなされ、平成15年8月25日に交付決定がなされた。

交付額は5,200千円である。しかし、平成16年度初めに事務所は存在するが、平成15年途中から事務所の使用実態がないことが判明したため、翌平成16年度に行われた補助金の交付申請については、交付審査の結果、不採択となり、補助金の交付決定はなされなかった。

初年度にA株式会社に対する補助金の交付決定がなされる際に、市民税の納税証明書および登記事項証明書に基づき、補助金の交付要件に該当するかの確認がなされており、補助金の交付決定自体に問題があったとは考えられない。

しかし、事業実績の報告書に添付されている領収書を調査する限り、概ねすべては、本社のある東京都千代田区宛てのものとなっており、川崎市にその事業実体のないことは、補助金の支払いをする前に明らかであったと思われる。しかし、当時の川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱は、補助金の交付対象事業者の要件として、事業所の所在を川崎市にあることと定めていただだけである。

そのため「川崎市内で補助対象事業を行うこと」までを要求していなかったため、平成15年度の補助金申請に対する支払いは、不当であったとまで評価することはできない。

このようなことが行われたのを受け、A株式会社からの平成16年度の補助金の交付申請に対し、川崎市内で事務所の使用実態がないことを補助金交付要件の不備として、補助金の交付決定はされておらず、合わせて川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱を改正している。この改正では、補助対象事業を市内の事業所で行う者であることが、補助金の交付要件となっているので、今後このような問題は生じないものと考えられる。

しかし、補助対象事業を市内の事業所で行う者であることだけでは足りず「補助対象事業の実態を確認すること」まで必要なことと考える。

意見（1-13）川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金制度における補助金交付の適切な措置について

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金は、川崎市における中小企業等の研究開発力の向上を図り、新産業の創出を促進することを目的としている。このため、その補助を受けるための要件として、幾つかの事項が定められている。

しかし、旧川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱は、補助金の交付対象事業者の要件として「事業所の所在を川崎市にあること」と定めていただけで、「川崎市内で補助対象事業を行うこと」までを要求していなかった。そのため、事務所の使用実態がない事業者に対して補助金を支払ってしまったケースがある。その後、補助対象事業を市内の事業所で行う者であることが、補助金の交付要件（改正）となっている。

しかし、補助金の交付に当たっては、補助対象事業を市内の事業所で行う者であることだけでは足りず「補助対象事業の実態を確認すること」まで必要なことと考える。

よって、川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金制度における補助金の交付についてより適切な措置をとられたい。

17 川崎市生活コア商業活性化事業補助に関する事後評価の実施について

川崎市生活コア商業活性化事業補助金は、補助事業者が地域と連携して実施する事業に対して支援することで、地域住民に親しまれる商店街を形成し、地域コミュニティの核としての活力ある商店街を形成することにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

平成 17 年度の補助対象事業は、

- ① 活性化研究会・講習会事業
- ② 地域貢献事業
- ③ 情報発信事業
- ④ イベント事業

となっており、過去 3 年間の実績は、次の表（1-16）とおりでである。

表（1-16）補助対事業一覧表

（単位：千円）

事業内容	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
イベント	37	25,365	36	27,699	39	25,278
キャンペーン	2	853	1	959	—	—
地域貢献	—	—	—	—	2	1,309
活性化事業	—	—	—	—	1	642
情報発信	—	—	—	—	4	1,091
合計	39	26,218	37	28,658	46	28,320

また、イベント事業補助金についての継続、新規、中止したものの状況は、次の表（1-17）のとおりである。

表（1-17）補助事業における継続等の一覧表

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
継続	—	33 件	33 件
新規	37 件	3 件	6 件
中止	—	5 件	1 件

（注）中止の件数は、前年度の中止件数を表示している。

継続して当該補助金を活用している商店街が多くを占めるが、事業の事後評価とし

ては事業実施後に事業団体から提出される報告書に事業団体の事業効果（事業参加者数、イベント集客数、来街者増加数、その他期待される効果、目標達成率）を記載させているものの、地域の活性化の貢献度合いについては事後評価を実施していないのが現状である。

当該補助事業が「地域の活性化を図ることを目的」としている以上、特に継続的に補助を受けている商店街については、単なるイベント補助になることのないよう、参加した地域住民にアンケートを実施する等による、事後評価の実施が必要である。

また、平成 17 年度の商店街数は 265 団体であるが、イベント事業に関する補助金を受けたのは、全体の 14.7%である。

川崎市生活コア商業活性化事業補助については、市としても積極的に活用してもらえよう、毎年 7 月に開催される補助制度の説明会案内文を全商業団体あてに発送している。また、補助制度申請締切日前に再度、全商業団体あてに、補助制度活用確認通知を送付および市ホームページに補助制度の一覧表の掲載等を行っている。しかし、現状として、街路灯維持のために存続している商店街等もあるなど、規模や体力によって商業活性化事業を実施できない商店街もあり、体力の格差が伺える。

意見（1-14）生活コア商業活性化事業補助に関する事後評価の実施について

継続して生活コア商業活性化事業補助金を活用している商店街が多くを占めているが、事業の事後評価としては事業実施後に事業団体から提出される報告書に、事業団体の事業効果を記載させているものの、地域の活性化の貢献度合いについては、事後評価を実施していないのが現状である。

よって、当該補助事業が「地域の活性化を図ることを目的」としている以上、特に継続的に補助を受けている商店街については、単なるイベント補助になることのないよう、参加した地域住民にアンケートを実施する等による、事後評価を実施されたい。

また、平成 17 年度の商店街数は 265 団体であるが、イベント事業に関する補助金を受けたのは、全体の 14.7%であり、より多くの商店街が利用できるように PR されたい。

18 川崎市観光協会連合会補助金の適正な交付について

川崎市は、市内の観光関連団体の運営または観光振興のためのイベント事業に要する経費に対して助成を行うことにより、川崎市のイメージアップ、観光客の増大や観光産業の発展に寄与することを目的とし、川崎市観光協会連合会に対し事業費の補助を実施している。過去5年間の実績は、次の表（1-18）とおりでである。

表（1-18）川崎市観光協会連合会補助金の過去5年間の推移表

（単位：千円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象事業費	1,834	6,606	8,163	8,070	10,160
補助事業予算額	1,340	6,804	7,941	7,941	9,693
補助金確定額	1,340	6,372	7,941	7,941	9,693

平成17年度には、海外交流促進費として2,000千円が補助事業の対象となっていたが、予算執行伺いの段階で当該補助にかかわる具体的な資料の添付がないままに交付が決定された。

海外交流促進費の内容は、浮世絵名品展 in ワシントン DC およびボルチモア市等交流事業の一部負担金であった。

当該事業については、川崎市観光協会連合会の平成17年度総会議事録および事業報告書が別途保管されていたが、特別に実施される観光事業については、予算執行伺いの段階で具体的な事業内容を把握したうえで、補助金交付を決定するのであれば、補助金の交付審査が厳正かつ適正に実施されているとは言えない。

今後は、特別に実施される観光事業について、予算執行伺いの段階で具体的な事業内容を把握した上で、補助金の交付審査を厳正かつ適正に実施すべきものとする。

意見（1-15）川崎市観光協会連合会補助金の適正な交付について

平成17年度において、川崎市観光協会連合会が協賛した浮世絵名品展 in ワシントン DC およびボルチモア市等交流事業として特別に実施された観光事業については、予算執行伺いの段階で具体的な事業内容を把握した資料の添付がないまま、補助金交付を決定しており、補助金の交付審査が厳正かつ適正に実施されているとはいえない。

よって、今後は、特別に実施される観光事業について、予算執行伺いの段階で具体的な事業内容を把握した上で、補助金の交付審査を厳正かつ適正に実施すべきである。

19 川崎商工会議所の機関誌発行业務補助金の算定方法の見直しについて

川崎市は、地域総合経済団体として国民経済の健全な発展を図り、国際経済の進展に寄与するため、また、川崎地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的とし、川崎商工会議所に対し、機関誌「かいぎしょ」発行业務および運営費の補助として、平成 17 年度において、それぞれ 5,225,000 円と 1,095,000 円を補助している。

機関誌「かいぎしょ」は、市内商工業者などの会員事業所および官公庁、図書館、他都市などを配布対象として、約 6,100 部を年間 10 回発行しており、平成 17 年度の発行业務の詳細は、次の表（1-19）および表（1-20）のとおりである。

表（1-19）平成 17 年度制作費負担内訳表

（単位：千円）

内 訳	金 額
川崎市補助金	5,225
会議所負担金	15,545
合 計	20,770

表（1-20）平成 17 年度制作費内容内訳表

（単位：千円）

内 訳	金 額
印 刷 費	16,775
原 稿 料	504
発 送 費	3,491
合 計	20,770

機関誌「かいぎしょ」発行业務補助金は、事業費に対する補助となっている。この機関誌「かいぎしょ」には、広告が掲載されており、平成 17 年度における広告料収入は 11,638,326 円であるが、当該収入を考慮せずに補助金を算定している。事業費の補助である限り、広告料収入を控除した事業費を基礎に行うべきであると考ええる。

事業補助を実施するうえでは、収支全体を把握したうえで、補助すべき内容を把握し、今後は、広告料収入を含めて補助金算定を実施すべきであるが、現在、収支全体を計算した資料を作成していない。

さらには、補助事業者と協議のうえ、広告料収入を増やすなど川崎市の補助金に頼らず、自助努力により機関誌発行业務を遂行できるよう、補助金の縮小も視野に入れた改善をしていくべきものと考ええる。

指 摘（1-5）川崎商工会議所の機関誌発行事業補助金の算定方法の見直しについて

川崎商工会議所は、機関誌「かいぎしょ」を発行しており、平成 17 年度の発行に当たって川崎市は 5,225,000 円の補助金を交付しているが、当該機関誌には、広告が掲載されており、平成 17 年度における広告料収入は 11,638,326 円であったが、当該収入を考慮せずに補助金を算定している。

よって、事業補助を実施する上では、収支全体を把握（収支計算書の入手）した上で、補助すべき内容を把握し、今後は、広告料収入を控除した事業費を基礎にして補助金を算定するようにされたい。

さらには、補助事業者と協議の上、広告料収入を増やすなど川崎市の補助金に頼らず、自助努力により機関誌発行事業を遂行できるよう、補助金の縮小も視野に入れた改善をされたい。

20 川崎市マイコンシティ栗木地区立地促進助成金の時限的交付について

川崎市は産業立地誘導地区に進出する企業および当該企業で組織する協同組合等に対し必要な経費の一部を助成することにより、企業の早期立地を促進するとともに雇用の拡大と新しい産業連関を創出し、市内産業の振興を図ることを目的とした、川崎市先端産業立地促進助成金交付要綱(平成10年5月29日市長決裁)の規定に基づき、産業立地誘導地区のひとつである川崎市マイコンシティ栗木地区のシャトルバス運行について、平成10年以降、助成金を支出している。

助成金は、次の表(1-21)のとおりである。

表(1-21) マイコンシティ栗木地区のシャトルバス運行助成金推移表

(単位：千円)

	助 成 金 額
平成10年度	7,200
平成11年度	7,200
平成12年度	7,200
平成13年度	7,700
平成14年度	7,700
平成15年度	7,700
平成16年度	7,700
平成17年度	7,700

また、助成金額の算定方法は、次のとおりである。

共同事業直接経費×3/4＝助成金額(予算の範囲内)

たとえば、平成17年度については、13,230,000円(直接経費)×3/4＝9,922,500円>7,700,000円として算定されている。

当該地区は、黒川駅から徒歩15分～25分の場所に位置し、企業の早期立地を促進する目的で、上記助成を実施してきた。上記助成も早期立地の後押しとなり、現況においては、企業の誘致もほぼ達成された。

また、組合に属する企業も増え、各企業のシャトルバス負担額も減少していることから、マイコンシティ栗木地区立地促進助成の対象となったシャトルバスの助成については、当該目的が達成されたものと考えられる。

したがって、今後は、企業の自助努力によりシャトルバスを運行する方向で協議していく必要があり、助成金の交付については、一定の年限を定めて廃止等をしてよい事業と考える。

意見（1-16）マイコンシティ栗木地区立地促進助成金の時限的交付について

マイコンシティ栗木地区立地促進助成の対象となったシャトルバスの助成（平成17年度の助成金は7,700千円）については、企業誘致がほぼ収束し、当該目的が達成されたものと考えられるため、今後は企業の自助努力によりシャトルバスを運行する方向で協議していく必要があるものとする。

よって、助成金の交付について、時限的な交付計画を立てられたい。